



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヴェストプロイセンにおけるネーデルラント系メンノー派コロニーの形成とその経済活動(1525-1772)(3)
Author(s)	石坂, 昭雄
Citation	経済學研究, 35(2), 28-57
Issue Date	1985-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31691
Type	departmental bulletin paper
File Information	35(2)_P28-57.pdf



ヴェストプロイセンにおけるネーデルラント系 メンノー派コロニーの形成とその経済活動 (1525-1772) (3)

石坂 昭雄

目次

- I 序
- II ネーデルラントにおける宗教改革運動と再洗礼派
- III 16世紀初頭のヴェストプロイセン
(以上 第34巻第4号)
- IV プロイセン公国におけるネーデルラント人の移住とその挫折 (1527-1563)
- V ダンツィヒ・エルビング両市のメンノー派
- VI ダンツィヒ市領農村におけるメンノー派の入植
(以上 第35巻第1号)

VII エルビング市領農村・ティーゲンホーフ王領管区・マリーエンブルク御料地におけるメンノー派の入植

ヴィスワ本流およびエルビンガー・ヴァイクセル流域のダンツィヒ市領の南には、ノーガット・ティーゲ・エルビングなどの河口地帯の海面以下の低地と、これに接してドラウゼン湖に面したエルビング低地が展開し、その奥には、ドイツ騎士団領時代に築かれた大堤防に護られて、二つのヴェルダー、大マリーエンブルガー・ヴェルダー Gr. Marienburger Werder, 小マリーエンブルガー・ヴェルダー Kl. Marienburger Werder の豊かな穀作地が広がっていた。本章で扱うこの地域——行政上は、エルビング市領、ティーゲンホーフ王領管区、ベアヴァルト王領管区、そして、ヴェストプロイセンにおける最大の御料地マリーエンブルクに

分かれていたが——こそは、16世紀末から18世紀末までの2世紀の間に、最も多くのメンノー派コロニーを育て、18世紀末には、ヴェストプロイセンの全メンノー派の約3分の2がここに農民として定住していた(VII-1表)。以下、ここでは、それぞれの地域ごとに、メンノー派の入植の状況を追跡してみよう。

(1) エルビング市領農村 16世紀には、政治的にも経済的にもダンツィヒと覇を競っていたエルビングも、すでに1246年、ドイツ騎士団からかなりの市領農村を獲得していたが、1457年にポーランド王への服属の代償として、ユングフェル Jungfer, 旧ノーガット河 Alt-Nogat 以南の低地、そして市の東の高地を賦与され、さらに1579年にはトルケミット王領管区 Staros-tei Tolkemit をも手に入れた⁸¹⁾。

このようなエルビング市領の東半分は高地であり、またダンツィヒとは異なり、市を脅かす洪水の危険もさし当り感ぜられなかったから、メンノー派の入植=定住も、ダンツィヒやオストプロイセンにかなり遅れて始められ、また、隣のティーゲンホーフやダンツィヒと比べても小規模であった。エルビングにおけるメンノー派農民定住の走りは、1561年のことで、メース

81) エルビング市領農村については、Carstenn, a. a. O., Tafel 36 zur S. 348 および E. Bahr, "Die Verwaltungsgebiete Königlich-Preußens 1454-1772", *Zeitschrift des westpreußischen Geschichtsvereins*, LXXIV (1938), 112-15 を参照。

表VII-1 1772年当時のヴェストプロイセンのメンノー派の地域的分布

(家族数, [] 概数)

	農 民	手工業	労働者	無能力	計
1 ティーゲンホーフ王領管区	314	62	64	5	445
2 ベーアヴァルデ王領管区	46	5	2		53
3 エルビング市領農村	326	45	92		463
4 大マリーエンブルガー・ヴェルダー	226	36	34		296
5 小マリーエンブルガー・ヴェルダー	325	25	36	3	389
6 ヴィスワ河谷	437	69	43	2	551
7 その他 ¹⁾	36	14	6		56
小 計	1,710	256	277	10	2,253
8 ダンツィヒ郊外					133
9 エルビング市					33
10 マリーエンブルグ市					25
計 ²⁾	1,710				2,444
11 ダンツィヒ市領					[200]
12 トルン低地					[34]

1) Lichtfeld, Brodsend, Powunden, Baumgarth, Czatkau, Gildensfeld, Rotebude, Katznaase.

2) 1772年プロイセン王国編入地。

Ludwig, a. a. O., S. 166-268 より作成。

ケンベルク Möskenberg で、この荒地を市から賃借した市長 ヤーコプ・リーケ Jacob Rieke の一族が、その一部をメンノー派に又貸している。そして、同じ年、エルビング市領農村で最も重要なメンノー派の拠点となったエラーヴァルト Ellerwald の入植が始まっている。エルビング市のすぐ西側の、堤防に護られたエラーヴァルト地区の5つの牧 Trift, 合計146.5フーフエを、市当局は旧市 Altstadt の住民435名に下付したが、彼等はこれをメンノー派に永借地として貸出している。さらに、17世紀前半までに、メンノー派の入植は、新しく獲得した南部低湿地帯の廃村や放牧地 (アッシュブーデン Aschbuden, ケルプスホルスト Kerbshorst, ケルプスヴァルデ Kerbswalde, ロースガルテン Roßgarten, シュラムザック Schlamsack, シュヴァルトダム Schwarzdamm, 大ヴィッケラウ Gr. Wickerau, 小ヴィッケラウ, Kl. Wickerau) と、ヴェルダー主堤防と

ノーガット堤防に挟まれた、ノーガット川のデルタ地帯 (アインラーゲ Einlage, ノーガタウ Nogathau, ホッペナウ Hoppenau, ボルヴェルク Bollwerk, ブルーメンオルト Blumenort, ローゼンオルト Rosenort) のポルダーに展開して行った。これに対して、1650年以降の入植地は、ノーガットデルタ地帯のいくつかのポルダーに限られ (ノイシュテッターヴァルデ Neustädterwalde, ゴールトベルク Goldberg, ラーケンドルフ Lakendorf, ヴァルドルフ Walldorf, フィッシャーキャンプ Fischerkamp, フュルステナウワーヴァイデ Fürstenaue, 小マウスドルファーヴァイデ Kl. Mausdorferweide, ノイドルフ Neudorf, ノイラングホルスターヴァイデ Neulanghorsterweide, シュトゥットホーフ Stutthof), むしろ、市領の最西端のやゝ高地にある旧いクルム村落, フュルステナウ Fürstenu, 大マウスドルフ Gr. Maudorf, 小マウスドルフ Kl.

Mausdolf, クレープスフェルデ Krebsfelde
で、土地を購入する傾向が認められる⁸²⁾。

1772年の第一次ポーランド分割に当ってプロ
イセン王国が作成した租税台帳によると、エル
ビング市領農村46ヶ村中メンノー派の居住地は
35ヶ村で、計 261 フーフェに及んでいるが、そ
の6割を占めるのが1650年以前に誕生した入植
地である。しかし、そのうちで、穀作地の面積
が全経営面積の3分の1以下の低湿地、アッ
シュブーデン、ホッペナウ、カイトラウ、ウン
ターケルプスヴァルデ、メースケンベルクからは

表VII-2 エルビング市領農村メンノー派入植地
(1772年)

	村落 総数	総フーフ 数*	メンノー派 フーフ数*
全 域	46	879	
メンノー派入植地 (1650年以前)	18	467/20	158/16.5
メンノー派入植地 (1650年以後)	10	94/1	48
クルム法村落	7	216/6	54/21
メンノー派入植地計	35	777/27	261/7.5

*凡例 467/20=467 フーフェ 20モルゲン
Ludwig, a. a. O., S. 89-98 より作成。

表VII-3 エルビング市領農村におけるメンノー派農民の経営規模

村 落 名	種 ¹⁾ 類	年	フーフ 数	経 営 規 模 (フーフ)					経 営 総 数
				3.0 ~ 3.9	2.0 ~ 2.9	1.0 ~ 1.9	0.9 ~ 0.1	0	
Blumenort	Ⅲ. 1	1727 1772	15.1 9.5	1	2	6 5	4 7	2	15 12
Einlage	Ⅲ. 1	1727 1772	31.5 18.5	4 1	6 2	3 5	2 4		15 12
Krebsfelde	Ⅳ. 3	1727	28.5	2	5	8	9		24
Klein-Mausdorf	Ⅳ. 3	1727	20.1	1	3	8	7		19
Kl. Mausdorferweide	Ⅲ. 2	1727	4.1			2	4		6
Rosenort	Ⅲ. 1	1727 1772	18.5 11.7		1 2	2 4	7 6		10 12
Walldorf	Ⅲ. 2	1772	13.3		1	6	8		15

- 1) I 全牧草地 Ⅲ 穀作地⅓
 II 穀作地⅓ Ⅳ 全穀作地
 1 1600年以前入植長期借地
 2 1600年以後入植長期借地
 3 クルム法

H. Penner, *Ansiedlung*, S. 71-6 より作成。

殆ど撤退しており、代りに、旧クルム法村落な
ど農業条件の良い地域に移って行く傾向が窺わ

れる⁸³⁾。(VII-2表参照) これらメンノー派農
民の経営規模については、1727年の6ヶ村、1772
年の4ヶ村の数字がえられるのみであり、しか

82) Ludwig, a. a. O., S. 52-54, 61-62, 89-105;
 Nordmann, a. a. O., Karte. ケルプスホル
 ストとケルプスヴァルデについては、1759年までの
 各フーフェごとの借地人氏名および借地規模・地
 代をたどることができる。Vgl., B. Kositz, *Die*
Hufenbesitzer von Kerbswalde nach den
Jahresrechnungen der Elbinger Landrichter
von 1596 bis 1759 (Quellenblätter aus dem
 Stadtarchiv Elbing, Nr. 10, 1938); ders., *Die*
Hufenbesitzer von Kerbschorst nach den Jah-
resrechnungen der Elbinger Landrichter von

1638 bis 1759 (Quellenblätter aus dem
 Stadtarchiv Elbing, Nr. 11, 1938). ただし、こ
 れは市と契約した借地人のリストであり、その中
 に多くの市参事会員が含まれることからわかるよ
 うに、その大部分は再小作に出されたものと考え
 られる。ただし17世紀中葉以降には、メンノー派
 に特有のネーデルラント系の名前が登場し、直接
 エルビング市から借地するものも現れている。

83) ただしエルビング川から東の、海拔30m以上のエ
 ルビング高地の村落には全く入っていない。

も、穀作地の比重の高い比較的好条件の村落に限られており、決してエルビング市領の代表例たりえないが (VII-3表)、2~3フーフエ台の中経営がかなり健在であることが認められる。しかし、ダンツィヒ市領や、隣接のティーゲンホーフ、マリーエンブルク両御料地の経営規模分布と比較すると、富農経営の展開が劣り、また18世紀後半以降、全体としての経営面積も減少を辿っていたように思われる。

(2) ティーゲンホーフとペーアヴァルデ王領管区
ダンツィヒ市領シャルパウのすぐ南隣に位置するティーゲンホーフ王領管区 Starostei Tiegenhof は、ダンツィヒやエルビングに次いで早くからメンノー派の入植を進めた地域であり、22ヶ村の、しかも殆どが海面下~海拔2m以下という小所領ながら、1772年のプロイセン王国編入当時、ヴェストプロイセンのメンノー派の約6分の1の人口と、比較的大規模な農家経営を擁して、その一つの中核をなしていたのであった。

この王領地のうち、オルロフ Orloff, ラーデコップ Ladekopp, ティーゲ Tiege 3村は、1475/6年にダンツィヒの市参事会員、ルドルフ・フェルトシュテット Rudolf Feldstedt の抵当所有に帰し、その子ラインホルト Reinhold の代に、ライマースヴァルデ Reimerswalde, ティーゲンハーゲン Tiegenhagen, シェーンベルク Schönberg が加わった。ラインホルト・フェルトシュテットは、その二人の娘を、シュテッティンの市長で『北方のフッガー』Die Fugger des Nordens とさえ称せられた豪商ハンス・ロイツ Hans Loitz の二人の息子であるミハエル Michael とジーマン Simon に嫁がすに当って、1529年これを持参金として与えた⁸⁴⁾。そして、1554年には、ポーランド王が、

ロイツ家が他の村落に害を及ぼすような排水路を掘削することを禁じているところから、すでにこの頃から低湿地の干拓事業が着手されていたものと考えられる。最初の入植は1562年、オルロファーフェルト Orloffersfeld で行われたが、この時の契約書は伝わっておらず、現存する最も古いものは、1578年から30年間 (1フーフエ当り52グルデン) の借地契約である。しかし、1581年ロイツ家は倒産し、この抵当地はその女婿エルンスト・ヴァイアー Ernst Weyher の手に移った。このため、再度20年の契約が交された。また、1601年その末亡人アンナ・フォン・モルタンゲン Anna von Mortangen と6人のネーデルラント人代表者との間で、プラテンホーフ Platenhof 11フーフエの40年の長期借地契約が結ばれた。しかし、何といても最も大規模な入植が行われたのは、廃村と化していたクルム法村落ティーゲンハーゲン Tiegenhagen (50フーフエ4モルゲン) で、1641年から40年の長期借地によって、30戸が入植している。その後、管区長 (シュタロスト) のヴァイアー家、そして1654年からはゲンビツキー Gembicki 家は、ペーテルスヘーゲナーフェルト Petershägenerfeld, ハーベルスホルト Habershorst, ライマースヴァルデ Reimerswalde, プレッツェンドルフ Pletzendorf, ピーツケンドルフ Pietzkendorf, シュトゥーベンドルフ Stubendorf などで、長期借地でネーデルラント人を入植させ、また、旧ドイツ騎士団時代からのクルム法村落であるマリーナウ Marienau, ティーゲ Tiege, シェーンベルク Schönberg, ラーデコップ Ladekopp, シェーンゼー Schönsee にもメンノー派農民の保有地が誕生した。こうして、第2次スウェーデン戦争後の1650年当時、メンノー派は12ヶ村 (177フーフエ) を全て保有していたほか、クルム法村落の農地の一部も購入し、その合計

84) ロイツ家、とりわけその北ヨーロッパの塩貿易独占の企てについては、J. Papritz, "Das Handels-haus der Loitz zu Stettin, Danzig und Lüneburg", *Baltische Studien*, NF., XLIV (1957) 75-94 を参照。ロイツは、最初ドイツの

再洗礼派の入植を試みて失敗し、ダンツィヒ市領農村の成功に倣ったものと思われる。Die Chronik der Gemeinde Orloffersfeld, zit. in Mannhardt, *Die Wehrfreiheit*, S. 73-4.

表VII-4 ティーゲンホーフ王領管区のメンノー派保有地

村 落	1664年		1772年	村 落	1664年		1772年
	総フー フェ	メンノ ー 派	メンノ ー 派		総フー フェ	メンノ ー 派	メンノ ー 派
Platenhof	11.7	11.7	11.7	Petershagen	34.5	2.0	33.5
Tiegenhagen	50.1	50.1	55.0	Orloff	20.0	4.0	
Tiegerweide	14.1	14.1	14.6	Ladekopp	70.5	3.2	61.0*
Reimerswalde	14.7	14.7	17.3	Schönsee	60.0	5.3	
Orlofffeld	23.7	23.7	23.6	Reichenau	29.5		
Pletzendorf	8.9	8.9		Marienau	73.5		58.7*
Petershägenerfeld	6.3	6.3		Schönberg	60.0		
Siebenhuben	7.0	7.0	7.4	Tiege	61.0		57.3
Habershorst	5.9	5.9		Neudorf	2.4		
Stubendorf	15.8	15.8		Neunhuben			13.1*
Altendorf	13.2	13.2		Rückenau			30.0
Habbendorf	13.5	13.5	13.5				

*1727年

1664年は、Packowski, (ed.), *Opis Królewsczyzn*, pp. 393-406; Szper, a. w., p. 110.

1772年は表VII-5に同じ。

表VII-5 ティーゲンホーフ王領管区メンノー派農民の経営規模

村 落	年	フーフェ 総 数	経 営 規 模 (フーフェ)							経 営 総 数
			5	4	3.0 3.9	2.0 2.9	1.0 1.9	0.1 0.9	0	
Ladekopp	1727	61.0		1	9	7	9	6		32
Marienau	1727	58.7	1	1	6	9	5	2		24
Neunhuben	1727	13.1			1	2		7		10
Orloff	1727	24.5		1	2	6	1	2		12
	1772	20.0		1		2	7	3		13
Orlofffelde	1727	35.0		1	3	3	11	3		21
	1772	23.6		1	4		7	10		22
Petershagen	1727	51.6		4	3	11	11	9		38
	1772	33.5			1	6	11	13		31
Pieskendorf	1727	14.7				1	8	9		18
Rückenau	1727	30.0		1	1	2	5	1		10
	1772	29.0		1	1	3	4	6		15
Tiege	1727	62.0	2	4	6	4	4	8		28
	1772	57.3	2	2	5	6	3	8		26
Tiegenhagen	1727	76.0		1	7	10	16	21	1	56
	1772	55.0				9	14	22		45
Tiegerweide	1728	14.6				5	2	2		9
Siebenhuben	1727	7.4				1	3	1		5
Reimerswalde	1727	17.3				3	8	3		14
Vierzehnhuben*	1772	15.0				2	8	1		11

* ベーアヴァルデ王領管区

H. Penner, *Ansiedlung*, S. 77-9 より作成。

は、218フーフェ、この王領地の農地合計610フーフェの3分の1強に及んでいた。そして、18世紀に入ってから、メンノー派はクルム法村落でその保有地を拡大し、1727年当時主要13ヶ村のみで465.9フーフェに達し、多くの村で3〜5フーフェの大経営が数多く見られた。(VII-4表, VII-5表参照)⁸⁵⁾。

なお、これらのメンノー派の長期借地にあっては、領主としての国王への賦役は免除され、クルム法村落でもほぼ全面的に代金納に切換えられていた⁸⁶⁾。しかし、大マリーエンブルガー・ヴェルダー堤防組合 Dammkommunität は、ヴェルダー内の全村落が、ヴィスワ・ノーガト両川の大堤防の維持・補修の賦役を提供する義務があることを主張して譲らず、結局国王の1644年の裁定により、これらメンノー派の入植地218フーフェについては、ヴェルダー内に多数の堤防や排水路を自費で築いたことを理由に堤防賦役は免除されることになった。(ただし、クルム法村落は引続きこの賦役を課せられ、また、ティーゲンハーゲンには、ティーゲ

川堤防の維持に参加する義務が負わされた⁸⁷⁾。

このティーゲンホーフ王領管区の住民の大部分が、ドイツ人のルター派ないしメンノー派であったが、カトリック教会は国教会としての地位に基いて、ルター派も含めて全住民から教会税を徴収していた。

このティーゲンホーフ王領管区では、入植者に対して、自家用のビール醸造やパン製造のみならず、穀物その他の商品の販売や木材・塩をはじめとする必需品購入も——都市の市場特権に反して——全く自由であり、剩つさえ、ロイツ家が築いたティーゲンホーフ城の城下は、この地域の中心的市場町となって、火酒やジン Machandel の蒸留をはじめメンノー派が西からもたらした色々の手工業も営まれ、城内に設けられた火酒蒸留所もメンノー派が代々これを請負っていた⁸⁸⁾。

ティーゲンホーフ王領管区の西隣のベアーヴァルデ王領管区 Starostei Bärwalde は、1569年にダンツィヒの都市貴族ラインホルト・クラウ Reinhold Krakau が13,000ドゥカート(22,880グルデン)で国王から抵当所有を許され、ついで1590年同じくダンツィヒの都市貴族ジーモン・パール Simon Bahr がこれを引継いだ。パールは、1600年にベアーヴァルデの共同地 Feldmark に20フーフェの新村バーレントホーフ Barenthof を設けてメンノー派を入植させ、1664年当時木造の倉庫で礼拝が許された。さらにフィアツェンフーベン Vierze-hnhuben (14フーフェ, 1612年)、フォークタイ Vogtei にもメンノー派の入植が進み、1727年当時、メンノー派の人口は50%に達してい

85) Penner, *Ansiedlung*, S. 43-58; Szper, *a. w.*, pp. 96-112; Packowski, (ed.), *Opis Królewskiego*, pp. 393-406; H. Wiebe, "Die niederländischen (mennonitischen) Ansiedlungen in Pommerellen auf den Ländereien der polnischen Krone im 17. Jahrhundert", *Mennonitische Blätter* 86. Jrg. (1939), Nr. 6, 47, Nr. 7/8, 53. また, Habbendorf の1623年の契約更新(同じく30年間)に対する国王の追認(原文ポーランド語)は、そのオランダ語訳が Szper, *a. w.*, Bijlage V に収録されている。なお Tiegenghagen の入植地50フーフェ4モルゲン(1639年)のうち Heinrich Kreker に属する3フーフェ1モルゲンは無償とされていたが(Packowski, *op. cit.*, p. 403), これは恐らく彼の父がネーデルラント人入植を援けその報酬として認められたのであろう。

86) ただし, Reichenau の26フーフェ, Marienau 62.5フーフェ, Orloff の14 Hufe は, Tiegenghof の域に木材を運搬し, また必要あるとき風車の建築材料を届ける賦役を, また Schönberg の40フーフェと Tiege の50フーフェは木材運搬賦役義務を負っていた。Wiebe, *a. a. O.*, S. 54.

87) 1650年の堤防賦役免除の特許状のオランダ語訳は, Szper, *a. w.*, Bijlage VII. これによると, ネーデルラント系入植者たちは, 18の排水風車を設置していた。なお, 1766年からオルロッファーフェルデは, 大ヴェルダー堤防組合にフーフェ当り3グルデン納入と, 堤防補強用の木材やわらの提供を義務づけられた。Penner, *a. a. O.*, S. 51.

88) Penner, *a. a. O.*, S. 47; Packowski, *Opis*, p. 392. プラテンホーフとリュッケナウには, 穀物倉庫すら建てられていた。

た⁸⁹⁾。

(3) マリーエンブルク御料地 すでにドイツ騎士団領時代から64のクルム法村落と8つの直営地 Vorwerk を擁してヴェストプロイセンで最大の規模を誇ったこの御料地は、また16世紀末～18世紀を通じて最大のメンノー派入植地となったのである。この御料地は、ノーガト川を境に、それぞれ大堤防に護られた二つのヴェルダー、西の大マリーエンブルガー・ヴェルダー Gr. Marienburger Werder と東の小マリーエンブルガー・ヴェルダー Kl. Marienburger Werder に分れ、旧ドイツ騎士団国家の本拠マリーエンブルグ城と隣接した都市が行政の中心をなしていた⁹⁰⁾。前者はほぼ海拔2m以上の、自然排水が可能な恵まれた穀作地であったのに対して、後者、とりわけその東部はエルビング市領から続く、ドラウゼン湖に連なる低湿地で穀作には適さず、ドイツ騎士団当時の土木＝農業技術をもってしてはその干拓は困難であった。現に、騎士団が建設したカンペナウ Campenau (1337年、海拔-1m) をはじめ、バーラウ Baalau, シュパッラウ Sparrau, マルクスホーフ Marcushof, シュヴァンスドルフ Schwansdorf, フィツケルスドルフ Vickselsdorf, アルト・ローゼンガルト Alt-Rosengart などの村々は、15世紀の洪水で廃村と化し、農地も沼沢地に変じてしまった。

ところで、この巨大な御料地の経営を国王から請負った荘司 Ökonom は、16世紀後半から17世紀前半の貨幣価値の大幅な下落に抗しながら地代増収に努めたが、クルム法の特権に護ら

れた旧来からの村落に対する地代引上げは——通貨の減価に見合う分でさえも——烈しい抵抗に遭い容易に進まなかったのである。そのゆえにこそ、国王の代官でもある荘司が、異端の信仰には敢えて目をつぶり、ダンツィヒ・エルビング両市領やティーゲンホーフ王領管区の成功に倣ってメンノー派のネーデルラント人を入植させて地代の増収を計ったのであった。とりわけ、小ヴェルダー東部の低湿地帯では、1550年頃から、ドラウゼン湖 Drauseusee 西岸の大堤防の建設が開始され、低地のポルダー化が計画されたが、1584年、カンペナウの農地および放牧地 bona nostra seu pascua の46フーフエ27モルゲンが、アルベルト・アーレンツ Albert Arentz およびコルネリウス・ブランド Cornelius Brandt を代表とするメンノー派ネーデルラント人に、30年間、年地代2,400マルクで長期借地に出されたのを皮切に、エッセンホルスト Eschenhorst (1590年、1,050マルク) など、1649年までに17ヶ村 323 フーフエ

表VII-6 1626年小マリーエンブルガー・ヴェルダーにおけるメンノー派保有地

	保 有 地		地 代
	フーフエ	モルゲン	(マルク)
Alt-Rosengart	22	—	1,980
Baalau	10	—	900
Eschenhorst	27	—	2,430
Hohenwalde	25	—	2,250
Kampenau	46	27	4,300
Kuckuck	4	15	337.5
Markushof	60	—	5,400
Reichhorst	6	—	540
Rosenort	12	—	1,080
Schwansdorf	34	15	3,150
Stremel	—	25	37.5
Thiensdorf	9	—	810
Wengeln	19	—	1,710
	276	22	24,925

(クルム法保有地 607 4,188)
K. R. Böhme, *Die schwedische Besatzung des Weichseldeltas 1626-1636* (Würzburg, 1963), S. 28-30

89) Penner, a. a. O., S. 58-9. これら3ヶ村の長期借地は、1757年に36,000 グルデンで、クルム法保有地に切換えられた。

90) E. Bahr, a. a. O., S. 107-9. この二つのヴェルダーは、それぞれ堤防組合 Dammkommunität (その長が堤防監督官 Deichgraf で、独自の法廷 Dammgericht を持つ) を組織し、大ヴェルダーは、堤防区 Dammbezirkを兼ねる5「地区」Winkel に分かれ、それぞれ堤防組合助役 Deichgeschworener を置いた。

が、長期借地の『オランダ人フーフエ』 *Holländerhufe* として数えられるにいたった。その中でも、最大の村はマルクスホーフ (60フーフエ) で、ここは1590年、ダンツィヒの都市貴族ジーモン・バールに30年契約で貸出されていたが、1620年からメンノー派の30年の長期借地に切換えられた。(VII-6表参照) この他、小ヴェルダー内のクルム法村落ケーニヒスドルフ *Pr. Königsdorf* とシュタレ *Stalle* で計6フーフエがメンノー派の手に帰した。

一方、大ヴェルダーにはこのような低湿地がないため、メンノー派の居住地は主としてマリーエンブルグ市内あるいは城内、それに市領農村 *Stadtfeld* に限られていたが、それでも、マリーエンブルグのすぐ北隣に広がる大放牧地 *Hoibuden* *Heubuden* (1554年以降)、ヘレンハーゲン *Herrenhagen* (1676年) や、新しいクルム法村 *Kochelitzke* *Koczeltzke* (1565年) などに入植していた。

こうしたメンノー派による低湿地や荒地の開拓の成果は、御料地の地代収入の上に美事に反映していた。1590年には、『放牧地』 *Weideland* の地代収入は、9,036マルクで、うち7,895マルクは、誕生して間もない4つの『オランダ人村』、カンペナウ、マルクスホーフ、エッセンホルスト、アルト・ローゼンガルトが支払っており、残り1,430マルクは、大ヴェルダーの様々の放牧地——その一部はメンノー派の長期借地——の上りであった。これに対して、クルム法村落は、小ヴェルダー27ヶ村が9,443マルク (農地4,994マルク、森林849マルク、賦役代納金2,600マルク)、大ヴェルダー44ヶ村が13,590マルク、計23,033マルクに止まった。そして1649年には、クルム法村落は25,737マルクと微増に止まったのに対して、『放牧地』は、24,439マルク (うち小ヴェルダー19,179マルク) とほぼこれに迫っていた。さらに、『放牧地』の地代収入は1690年には、33,897マルク (うち小ヴェルダー27,102、大ヴェルダー6,795) と大幅な伸びを示し、少

くとも貨幣価値の下落=名目物価騰貴に見合う地代収入は確保し続けたことがわかる⁹¹⁾。

ところで、17世紀後半以降は、小ヴェルダーでは、わずか4つの、しかも比較的小規模な新入植地 (アウグストヴァイデ *Augustweide*, テーリヒトホーフ *Törichthof*, ザントホーフ *Sandhof*, シュヴァンスドルファーヘーフヘン *Schwannsdorferhöfchen*) が付加したのみであり、また、旧い入植地におけるメンノー派住民の比重は、18世紀に入って減少し、代りにルター派がその跡を埋める傾向にあった。(最大のメンノー派入植地カンペナウ、マルクスホーフでは、1772年当時、メンノー派のフーフエ占有率は50%台まで低下している。) そして、代りにメンノー派は、条件の悪い低湿地を棄てて、クルム法農村に土地を購入する傾向にあった。しかも、旧い入植地に接する小ヴェルダーでは、隣接の8ヶ村の範囲に止まり、低湿地とノーガト川の間19ヶ村には全く入り込まなかったのに対し、大ヴェルダーでは殆ど全域の30ヶ村に322フーフエ (全クルム法保有地の31.6%) がメンノー派の所有に帰していた。こうして、1772年には、マリーエンブルグ御料地内でのメンノー派の保有地は906フーフエで、うち462 (5割強) がクルム法による保有であった (表VII-7)。それは、とりわけ大ヴェルダーが恵まれた穀作地で、しかもダンツィヒという大輸出港にも近

91) Ludwig, a. a. O., S. 54-59. 1612年のカンペナウの長期借地契約更新 (20年) を承認する国王ズイクムント三世の特許状は、M. Toeppen, *Beiträge zur Geschichte des Weichsellandes* (Danzig, 1894), S. 96 (Urkunde 26) に収録されている。また1634年の小ヴェルダーの大堤防賦役免除を定めた国王ヴワディスワフ二世の特許状は Szper, a. w., Bijlage XII. 1649年当時、小ヴェルダーのメンノー派保有フーフエは、323フーフエ 23 モルゲン、1676年には321フーフエ 20 モルゲンであった。ebenda, S. 66-67. なお、16~18世紀の通貨は、プロイセン・マルク *Preußisch-Mark* = 20グロッシュェン、1ポーランド・グルデン *Polnisch-Gulden* (fl.) = 30グロッシュェンを単位としていたが、16世紀初頭から17世紀中葉まで、その購買力は大きく低下している。42頁表 VIII-3を参照。

表VII-7 マリーエンブルク御料地におけるメンノー派の保有地 (1772年)

	土地保有区分	村落フーフエ数*	メンノー派* 保有フーフエ数	村落数
小ヴェルダー (48ヶ村 ±1,000フーフエ)	長期借地	1650年以前	325/10	17
		1650年以後	80/5	4
	クルム法		225/5	8
大ヴェルダー (49ヶ村 1,864フーフエ)	長期借地	1700年以前	76/25	2
		1700年以後	84/8	3
	クルム法		1,088/12	30

* 325/10=325フーフエ10モルゲン。

Ludwig, a. a. O., S. 98-118.

表VII-8 大マリーエンブルガー・ヴェルダー・メンノー派農民の経営規模

村 落	種類 ¹⁾	年	フーフェ 総 数	経 営 規 模 (フーフェ)								経 営 総 数	
				5.1 以上	5	4	3.0 3.9	2.0 2.9	1.0 1.9	0.1 0.9	0		
Halbstadt	Ⅳ. 3	1772	14.0	2*	1	3		4	3	2		9	
Herrenhagen	Ⅳ. 1	1727	12.0					2	5	3		10	
		1772	12.0					2	5		7		
Heubuden	Ⅲ. 1	1727	55.5					1	12	20	8		41
		1772	61.2					3	9	8	25		45
Kozelicke	Ⅳ. 3	1772	36.0				2	5			11		
Mierau	Ⅳ. 3	1772	22.3					9	2	5		18	
Tralau	Ⅳ. 3	1772	27.6					1	2	1		4	
Schönhorst	Ⅳ. 3	1772	21.0					4		3	1		8
Stadtfelde	1	1727	5.1							1	8		9
Pordenau	Ⅳ. 3	1773	20.4			1	3	3	3	1	1	12	

* 9 フーフエ 1, 6 フーフエ 1

1) Ⅲ 牧草地 ⅓ 穀作地 ⅔

Ⅳ 穀作地

1. 16~7世紀入植長期借地

2. 18世紀入植長期借地

3. クルム法村落

Penner, *Ansiedlung*, S. 71-86.

かった反面、地代負担は——賦役代納金や、堤防維持費の負担を加えても——著しく軽微であったためである。それだけに、地価は18世紀前半には、1フーフエ2,000グルデンにも達していたが、メンノー派の農民は営々と貯え続けてきた自己資金、あるいは同じメンノー派同志の借入れだけでなく、カトリック教会や修道院、御料地の役人の資金をも——メンノー派ほど信用のおける借り手はいなかった——活用することができた⁹²⁾。

92) クルム法保有地の1フーフエの地価は、1723年以前に制定された大マリーエンブルガー・ヴェルダ

農業経営の規模については、大ヴェルダーの9ヶ村(うち5ヶ村はクルム法村)の資料に限られ、その大部分が1772年のものであるから、低湿

一の村法 Wilkierz dla zław Marborskich によると、村民相互の売買 zwischen Freunden では最高1,000グルデンと定められているが(Kutrzeba et Mańkowski, eds., *Polskie Ustawy* p. 234), 実際の売買価格は遥かに高価であったものと思われる。例えば、1745年のノインフーベン Neunhubenでは2,000グルデンで、これに対し、乳牛1頭は30グルデンであった。Vgl., Wiebe, *Das Siedlungswerk*, S. 100. このようなメンノー派のクルム法保有地買収に対しては、ルター派農民の側からの反感はとくにはなかった。

地帯あるいは他地域との比較は難しいが、トラウ、コチェリツケ、ポルデナウなどには、3〜5フーフェ台のかかなりの大経営が展開していたことがはっきりと認められる。(表VII-8)

このように、マリーエンブルク御料地のメノー派の農業経営は、穀作に比重を移すことにより、18世紀後半には、他の地域に比して恵まれた地位にあったが、それを支えた一つの条件は、都市ないし領主の流通規制や禁制からの自由であり、その生産物の販売と必要な商品の購入の自由、自家のビール醸造=パン製造も、この時期を通じて保証されていた⁹³⁾。

VIII ヴィスワ河谷におけるメノー派コロニー

ヴィスワ=ノーガト両河の分岐点、ヴァイセンベルク Weissenberg から溯って130km、トルンにいたるヴィスワ河谷は、丘陵に挟まれ、度々の洪水、とりわけ融雪期の氾濫で荒れ果て、湿地のまま放置されたり、放牧地として利用されたに止まった土地が点々と連っていた。ところで、この河谷は、トルンやクルムの両市がかなり広い市領農村を擁していたほかは、大部分が王領地(メーヴェ Mewe, ノイエングルク Neuenburg, シュヴェッツ Schwetz, グラウデンツ Graudenz, シュトゥーム Stuhm, エンゲルスベルク Engelsberg の王領管区とサンスカウ恩貸地 Tenute Sanskau に分れる)で、そのところどころに、貴族領、教会・修道院領が点在していた。従って、メノー派の入植も、それぞれの管区長や領主、都市の手で独自に進められたのである。

この地域に最初に定住を試みた再洗礼派系宗教亡命者の集団は、スイス=南ドイツ系のスイス兄弟団 Schweizerische Brüder で、1540〜43年に、シュヴェッツ管区のプシェホフケン Przechowken (Wintersdorf) に、次いで1553年に、クルム市領のシェーンゼー Schönsee に

93) Ludwig, a. a. O., S. 81.

入植した⁹⁴⁾。しかし、これらスイス=南ドイツ系再洗礼派の来住は散発的なものに終り、彼等は、1567年、サンスカウ恩貸地で始まったネーデルラント系メノー派の入植の波に呑み込まれ、その教団に吸収されていった。以下、ここでは、主要地域別にネーデルラント系メノー派の定住の痕を辿ることにしたい。

(1) ザルトヴィッツ=ノイエンブルク低地 Die Sartowitzer-Neuenburger Niederung

ヴィスワ河谷地区で最も有力なメノー派コロニーを擁していたのが、左岸の中部地区であるこの低地帯で、第2次世界大戦までこの地域の中心モンタウ=グルッペの教団 Gemeinde Montau-Gruppe は絶えることなく活動し続けたのであった。この地域の各王領・貴族=教会領の中で、最も早くからメノー派の入植事業を手がけ、かつ18世紀末までなお最も有力な拠点であり続けたのが、サンスカウ恩貸地であった。この王領地の世襲管区長職は、1562年にヴェストプロイセン土着の貴族、ハンス・ドルスキー Hans Dulski に授与されたが、彼は、1564年、モンタウと小サンスカウ Kl. Sanskau の荒廃した50フーフェに18人のメノー派農民を入植させ(12年契約、年1400マルク)、その後、管区長職は、ハイデンシュタイン家 Heidenstein (1590-1673)、ポトツキー家 Potocki に代ったものの、契約は更新されて行き、1759年当時、26経営が45.8フーフェの全村を保有していたし、恐らく1772年にも、33家族(麻織工5、労働者7を含む)がなお村落内の殆どの農地を保有していたのであろう。なお、大サ

94) *Mennonitisches Lexikon*, 18. Lieferung (1928), S. 128. シェーンゼー入植者の代表者の1人ペーター・フォークト Peter Vogt は、スイスのベルン州からここに亡命したのであり、同じくヨーハン・フォン・ラウベン Johann von Lauben もベルン市の西15kmのラウペン Laupen 出身であろう。Wiebe, *Das Siedlungswerk*, S. 29 は、プシェホフケンの入植者をオランダのフロニゲン出身としているが、通説では、スイス=南ドイツ系 (*Mennonitisches Lexikon*, Schweizerische Brüder) とされている。

表VIII-1 ヴィスワ河谷メンノー派農民の経営規模

村 落	年	フーフエ 総数	経 営 規 模 (フーフエ)							経営 総数
			5	4	3.0 3.9	2.0 2.9	1.0 1.9	0.1 0.9	0	
Montau	1639	45.1			1	7	15	1		24
	1685	46.7				5	21	1		27
	1711	46.5			1	5	20	1		27
	1738	44.7				5	20	5		30
	1759	45.8				8	18			26
	1772	27.8			2	4	7			13
Klein-Lubin	1772	9.3				2	3			5
Dragaß	1772	14.1				1	6	7		14
Neunhuben	1745	11.0					7			7
Wintersdorf	1772	11.6					3	12	4	19
Kleinsee	1772	17.0					17			17
Groß-Westphalen	1772	13.0				5	5			10
Schönsee	1750	19.3				3	8	4		15
	1772	17.4				3	5	3		11
Jamerau	1772	10.0					4	9		13
Horst	1772	2.3					1	2		3
Groß-Lunau	1750	23.8				1	16	3		20
	1772	23.5				1	16	4		21
Klein-Lunau	1727	10.7					6	14		20
	1772	14.8					9	7		16
Dorposch	1772	5.9						14		14
Rudnerweide	1772	14.7					5	18	**E5	23
Schweingrube	1772	13.9				2	3	6		11
Tragheimerweide*	1772	5.8						12		12
Groß-Schardau	1772	18.0	1		2	1	3	1		8
Klein-Schardau	1772	11.0					2	15		17

*大部分が麻織工

**Einlieger (村落外居住者)

Wiebe, *Das Siedlungswerk*, S. 76-86 より作成。

ンスカウ Gr. Sanskau は、クルム法村落で、20名のルター派農民が40フーフエを保有していたが、17世紀前半にはメンノー派が優勢となり、1624年には、18人のメンノー派が30.5フーフエを長期借地で保有していた。(ただし、その後は減少の一途を辿り、1772年には4家族の農民と樵夫1名を数えるのみであった。)

また、この地区では、ノイエンプルク王領管区のとロイル Treul (1620年より、15フーフエ)、グラウデントツ王領管区の大ルービン Gr. Lubin、小ルービン Kl. Lubin、ドラガース Dragaß、コンメラウ Kommerau、小ジブサウ Kl. Sibsau、シュヴェッツ王領管区のブラ

ートヴィン Bratwin、ポルニッシュ (グロース)・ヴェストファーレン Polish (Groß)-Westphalen、ノインフーベン Neunhuben などの村落がメンノー派の長期借地に出されていた⁹⁵⁾。

- 95) Wiebe, *Das Siedlungswerk*, S. 18-28; Szper, a. w., pp. 133-145; Packowski, (ed.), *Opis Królewsczyzn*, pp. 80-82, 90, 96; H. Maercker, "Eine polnische Starostei und ein preußischer Landkreis. Geschichte des Schwetzer Kreises 1466-1873", *Zeitschrift des westpreussischen Geschichtsvereins*, XVIII (1887), 151 ff, XIX (1888), 314, 414, 425. ノインフーベンでは、1745年ヤン・ブロック Jan Block ら7人の農民が、ゴッテン=トイエル Gotten-Täuer

一方、この地区には、知事や王領管区長を勤めるコナルスキー Konarski, ザビンスキー Zabinski, ポトツキー伯 Potocki などのポーランド人大貴族の私領が分布しており、彼等も王領地に倣って、メンノー派を荒地に入植させ地代増収を企てた。たとえば、1604年、フェリックス・コナルスキーは、グループ Gruppe の荒地（面積不明）をメンノー派に50年の長期借地で貸出したが、その際穀物の販売の自由、下級裁判権の村民への賦与、信仰の自由、兵士の強制宿泊 Einquartierung の免除、2シェッフェルまでの自家用ビール醸造の自由、建築用・燃料用の木材、煉瓦・瓦の無償供与などの好条件を認めている。（ただし、1694～1734年の契約からは、ビール醸造と製粉については領主の禁制が施行された。）これにならって、ザビンスキー（オーバー・グループ）、ポトツキー（アルト・マルザウ Alt-Marsau, ノイ・マルザウ Neu-Marsau, ミヘラウ Michelau）両家も17世紀中葉から、小規模ながらメンノー派を入植させていた。

これに対して、ヴウオツワヴェック（レースラウ）司教領であった小コモルスク Kl. Kommorsk では、1638年、68年、88年、1709年とメンノー派の入植契約が更新されて来たが、ポーランド人カトリック教徒の激しい非難の前に、司教も遂に、1722年に契約を破棄し、ネーデルラント系メンノー派に補償のうえ立ち退かせ、代りに44フーフエに25人のポーランド人農家を移住させた⁹⁶⁾。

(2) シュヴェッツ低地 Die Schwetzer Niederung シュヴェッツ王領管区内のブシェホフケン Przechowken (ヴィンタースドルフ

家の領主農場11フーフエ（馬20頭、乳牛50頭を含め）を30,980グルデン（土地評価は1フーフエ2,000グルデン）で購入し、均分した。Wiebe, *Das Siedlungswerk*, S. 100 (Anhang 8).

96) Wiebe, *a. a. O.*, S. 26-8; Maerker, *a. a. O.*, XVIII, 204-5, XIX, 229, 370. 1604年のグループの借地契約は、Wiebe, *a. a. O.*, S. 92-4 (Anhang 5) に収録。

Wintersdorf) には、先に触れたように、すでに1540年にスイス＝南ドイツ系再洗礼派の定住が見られたが、確認できる最初の入植契約は1642年（10フーフエ）で、以後1772年まで、絶えず更新され、最も厳格な教義を護り続けたフロニゲン系古フランドル派教団 Oude Vlamingen te Groningen がここを本拠にしていた。しかし、10フーフエ中5フーフエは砂地で農業に適さず、12家族が残り5フーフエで麻織工として暮しを立てていた。この他、隣接してグルゴフケン Glugowken, エーレンタール Ehrental などの小さな入植地が見られた。

一方、貴族領では、すでに1650年から、コソヴォ Kossowo, クリストフェルデ Christfelde の二つの村にメンノー派が入ったが、1772年には、コソヴォで19経営中5, クリストフェルデでは42経営中2経営にすぎなかった。さらに1727年、ヴィベチンスキー家の所領、イエジオルケン Jeziorken (Kleinsee) にもメンノー派が入植したが、領主が入植特許状に反して賦役を課し、またカトリック教会の圧迫も強かったため、彼等はフリードリッヒ大王の保護を求め、1765年28家族がプロイセン王国のノイマルクに退去した。その後、領主側は1767年、賦役を年2日の手賦役に限定して新しい入植者を募り、17農家が各1フーフエを保有した。この他、コノパート Deutsch-Konopath でも1720年から40年間18フーフエが貸出されていた⁹⁷⁾。

(3) クルム都市領 Das Territorium der Stadt Kulm クルム市は1251年、ドイツ騎士団から420フーフエ相当の広い市領農村を授与され、15世紀までに9つの新村が誕生したが、

97) Wiebe, *a. a. O.*, S. 29-31; Maercker, XVIII, 175-6, XIX, 235, 370; Szper, *a. w.*, pp. 141, 146; Packowski, (ed.), *Opis Królewsczyzn*, p. 81. イエジオルケを退去したネーデルラント系メンノー派は、フリードリッヒ大王の保護の下に、Brenckenhoffswalde, Franzthal, Neu-Dessau の三つのコロニーを建設したが、後、1833年大部分がロシアに再移住した。Wiebe, *a. a. O.*, S. 36.

その後『13年戦争』ですっかり荒廃し、わずかに3ヶ村を残すのみであった。そして、市民の窮境に乗じて近隣の貴族・領主が市内の土地家屋を手に入れ、これを理由に市領農村の用益権をも主張し始めていた。市当局が、市に接した市領農村の南半分を市民（家屋所有者）に $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{1}{4}$ フーフエ単位で貸与しその収益で市内の家屋を維持することを義務づけたのも、このような事態への対策であったが、残りの北半分13ヶ村は市の財務部 Kämmererei が直接管理し、とりわけメンノー派のネーデルラント人を誘致して地代増収を計ったのである。最初の入植地はシェーンゼー Schönsee で、すでに1554年に南ドイツ＝スイス系の再洗礼派がここに定住し、ポーランド王の特許状もえたが、市当局の契約文書が残されているのは、第2回目1595年から30年間の長期借地からである。また同じくヤーメラウ Jamerau は1587年から40年の、大ルーナウ Gr. Lunau は1604年から30年（20フーフエ）の長期借地に出された。（表 VIII-2）。そしてこの3村を中心に、ホルスト Horst, ドルボッシュ Dorposch, シェーナヒ Schöneich, ロースガルテン Roßgarten, ケルン Köln,

表VIII-2 クルム市領農村におけるメンノー派長期借地契約

Jamerau	フーフエ数 A	一時金 fl. B	年地代 fl. C	B+C/A
1597-1627				
1627-1657	9H 8M		350	37.4
1662-1692	(+1.5 H 砂地)	1,400	359	43.4
1692-1722		2,500	600	73.7
1722-1752		3,000	660	81.4
1752-1782	10 Hufe	6,000	600	81.6
Schönsee				
1594-1624	19H 2 M			1.3
1670-1700	?	7,000	620	
1700-1740	15H+砂地 1 H	10,000	1,018	82.9
1740-1780	18H 2 M	15,200	1,018	77.6

H=フーフエ M=モルゲン
fl.=グルデン

Wiebe, *Das Siedlungswerk* S. 94-6

表VIII-3 グルデンの購買力
(1912年のマルクに換算)

1528-30	24.5	1622	5
1540	24	1623	4.5
1545	23.1	1629-37	4
1548-49	21.5	1685-1700	3.5
1550	22	1701-55	3
1551-54	23	1756-59	2.5
1568	16.5	1759-80	2
1584	14.5	1781-93	1.5
1593-98	10		
1608	9		
1609	8.5		
1616	7.5		
1619	7		
1621	6		

Foltz, *a. a. O.*, S. 127-8.

シュヴァインヴィーゼン Schweinwiesen の6ヶ村にも部分的に入植している。さらに市民に貸与された割当村 Elokationsdorf の下アウスマース Nieder-Ausmaß, ホルーナウ Kl. Lunau, ヴェネディア Venedia もメンノー派に貸出された。

これらクルム市当局（および市民）による長期借地契約には、他に見られぬいくつかの特徴が見られた。まず、各村は4種4人の手工業者（麻織工、パン屋、仕立屋、鍛冶屋）のみを許され、他の農民は手工業従事を禁ぜられた。他方、入植者は、その最も重要な商品である乳製品 Milchspeise（バター、チーズ、凝乳チーズ Zwerg）、穀物、野菜、果物を先ずクルム市の市場に持参し、売残ったもののみ他へ販売できた。（ただし、家畜は自由に販売することを許されていた。）また、居酒屋は、クルム市産のビールのみを売ることを義務づけられた⁹⁸⁾。

98) Wiebe, *a. a. O.*, S. 33-38. 1595年の Schönsee および1604年の Gr. Lunau の借地契約は, *ebenda*, S. 87-91, 92-94に収録され、また、ヤーメラウ、シェーンゼー、大ルーナウ他、各村の毎回の契約の要点は S. 94-98を参照。なお大ルーナウで許可された手工業者は、麻織工の他、桶屋、粗鍛冶屋 Grodschmied, オランダ靴屋 holländischer Schuster 各1と、シェーンゼーと若干異なる。

(4) トルン低地 Die Thorner Niederung

ヴェストプロイセンの最南端には、ダンツィヒ、エルビングと並ぶ三大都市トルンが広い市領農村を擁し、その周囲にはズウォートリー Złotory, ディーブフ Dybów の二つの王領管区が広がっていた。しかし、ヴィスワ河沿いの丘陵に挟まれた低湿地帯は、『13年戦争』による荒廃に加えて、洪水・疫病により人口は大幅に減少し多くの耕地は放棄されていた。まず、トルン市は、1574年、市領農村のアルト・トルン Alt-Thorn に、メンノー派を中心とする『オランダ人村』 Holländerdorf を建設した。しかし1594年、20年の長期借地期間の更新期に当って、市当局が『再洗礼派を農村でも許容できぬので、彼等は村長 Verwalter の同意の下に示談に応じ、その用益 Nutzung (土地、家屋・樹木など——引用者)を隣人(ルター派の同村民)に譲渡し』退去した。トルン市当局が、市内のルター派やカトリック教会の強い圧力の下にメンノー派を締め出した——ダンツィヒやエルビングとは逆に——のはなぜであったかは明らかではないが、一つの理由は、メンノー派の退去後の農圃やその後次々に建設されて行った『オランダ人村』にルター派ドイツ人の農民を十分に確保しえたことにあろう。

これに対し、ヴィスワ河右岸、トルン市領に境を接するズウォートリー管区のシュリンゲン Schlingen (Schillno, Silno) には1562年に最初の『オランダ人村』が設立され、ヴェストプロイセンで現存する最古の村法 Willkür を制定し、その後40年毎に契約を更新していたと思われる。またグラヴォーヴィッツ Grabowitz の誕生の詳細は不明であるが、1729年には、シュリンゲンとほぼ同じ内容の村法を定めていた。

ところで、トルン市領を逐われたメンノー派を迎え入れたのは、対岸のディープフ王領管区(イノウラツワフ県 Woywotstwo Inowracław)で、大ネッサウ Gr. Nessau (大ニシェフカ W. Niszewka), 小ニシェフカ M.

Niszewka (オーベルネッサウ Ober-Nessau), ドゥリニエヴォ Duliniewo, コストパール Kostbar (コツィボール Kozibor), シュトロンスク Stronsk の村々にメンノー派が定住して、オーベルネッサウを中心にフリースラント派教団を形成した。1661年の王領地巡検 Lust-ration によると、1603年の国王ズィクムント三世の特許により、両ネッサウの62フーフエ4モルゲン10ルーテが1フーフエ当り年30グルデンで(40年間か)貸し出され、これに対して入植者は役畜賦役・軍役の免除、家屋建築用の木材の無償切り出し、ビールの自由な醸造ないし移入などの特権を保証された。その後、地代はフーフエ当り48グルデンまで引上げられたが、第2次スウェーデン戦争で荒廃したのちは、32グルデンに引下げられた。なお、ヴィスワ川の中洲コシェニエツ Korzeniec 7フーフエは、1693年に始まり、1784年に年フーフエ当り30グルデンで40年の契約が取結ばれている。これらトルン低地のメンノー派入植地は、戦争と洪水により度々打撃を受けながらも生き存え、1795年のプロイセン王国への併合当時195人を数え、その後第2次大戦までなお続いた⁹⁹⁾。

99) トルン低地のメンノー派入植については、R. Heuer, "Die Holländerdörfer in der Weichselniederung um Thorn", *Mitteilungen des Copernicus-Vereins für Wissenschaft und Kunst zu Thorn*, XLII (1934), 122-55; A. Goertz, "Mennoniten in den Thorner Niederungen", *Westpreußen-Jahrbuch*, 1963, 123-28; G. Schultheiß, "Die Nachbarschaften in der Posener Hauländereien nach ihrem Zusammenhang", *Archiv für Kulturgeschichte*, VI (1908), 137-91. この他、Schlingen (1562), Gurske (1605), Kozibor (1719), Grabowitz (1729) などの村法 Willkür が Kutrzeba et Mańkowski, (eds.), *Polskie Ustawy* に収録されている。トルン市領内には、その後もルター派の長期借地「オランダ人村」、アルト・トルン、グルスケ Gurske, シャルナウ Scharnau, ベーゼンドルフ Bösendorf, ペンザウ Pensau などが誕生しているが、その村法は、メンノー派=ソツィーニ派などの教派(セクト)の居住を禁止し、また、軍役義務を規定している。また、1678年のグルスケ、アルト・トルンの村法は、クルムの場合と同様の、乳製品・野菜・穀物

(5) その他 このほか、ヴィスワ河谷のメンノー派の入植地としては、右岸のグラウデンツ盆地 Graudenzener Becken¹⁰⁰⁾(グラウデンツ, エンゲルスベルク両王領管区), クルム管区低地 Kulmer Amtsniederung¹⁰¹⁾, 下流のファルケナウ=マリーエンヴェルダー低地 Falckenauer-Marienwerderer Niederung (メーヴェ王領管区, シュトゥーム王領管区¹⁰²⁾) が挙げられる。

の先買権, トルン製ビールの居酒屋での使用を定めている。Heuer, *a. a. O.*, S. 136-9. また, 小ネッサウなどのトルンの対岸地区では, 居酒屋は領主のビールや火酒のみを販売する義務を負わされていた。

100) グラウデンツ盆地では, ヴィスワ右岸のグラウデンツ王領管区 Starostei Graudenz の大・小ヴォルツ Gr. u. Kl. Wolz, パルスケン Parsken, トゥッシュ Tusch, クンターシュタイン Kuntterstein があり, そのうち大ヴォルツは, 1604年, 39フーフエ (40年) が借地に出されたが, その後ヴィスワ河の氾濫で, 殆どが退去した。Vgl., Wiebe, *a. a. O.*, S. 31-3; Szper, *a. w.*, pp. 135-8. この他, エンゲルスベルク王領管区 Starostei Engelsberg のヴァンゲラウ Wangerau, カッチュ Katsch にメンノーが入植していた。Wiebe *a. a. O.*, S. 32; Maercker, *a. a. O.*, XVIII, 183; Packowski, (ed.), *Opis Królewskich*, pp. 81-3.

101) クルム市領上流のクルム管区低地 Kulmer Amtsniederung では, メンノー派がアルトハウゼン Althausen, シャルネーゼ Scharnese に17世紀に入植した他, シュロンスク Schlonsk, デムボーヴィッツ Dembowitz, ボルケン Borken にも見られるが, 18世紀には, カトリック教会の不寛容のため殆ど逐われてしまった。

102) メーヴェ王領管区 Starostei MeweではBorowno (Kreis Stargard; Szper, *a. w.*, p. 150). また, プック (プッツィヒ) Puck (Putzig) 王領管区では, 管区長ハンス・ヴァイアー Hans Weyher が, 1599年, カルヴェンブルッフ Karwenbruch およびクニーエンブルッフ Knienbruch の低湿地 (55フーフエ20モルゲン, 3フーフエ28モルゲン) にメンノー派を入植させている。(H. Wiebe, "Die Holländersiedlungen Karwenbruch und Knienbruch bei Putzig und ihre Beziehungen zu den westpreussischen Mennoniten", *Mitteilungen .. Epp-Kauenhowen-Zimmermann*, Jahrgang 1941, 130.) メーヴィッシュフェルト Mewischfeld, グッチュ Gutsch, メースラント Mösland, ファルケナウ Falkenau, アルト・メースラント Alt-

このうち, 比較的重要なメンノー派コロニーとなったのが, マリーエンブルク御料地のすぐ南のマリーエンヴェルダー低地で, 後述するように, オストプロイセン (プロイセン王国) の入植地を追放されたメンノー派が, 1724年, 大マリーエンブルガー・ヴェルダー堤防組合の所有地, トラークハイマーヴァイデ Tragheimerweide の $\frac{2}{3}$ を, 2,200グルデンで購入し, またシュトゥームの王領管区長 Starost von Stuhm からルートナーヴァイデ Rudnerweide 14フーフエを借地している。そしてその後, シュヴァイングルーベ Schweingrube (1740年, 15フーフエ), 大シャルダウ Gr. Schar-dau, 小シャルダウ Kl. Schar-dau (1744年頃, 18および11フーフエ) などが付加わっている。なお, メーヴェ王領管区のシュールヴィーゼ Schulwiese は, これより先, 1708年にはメンノー派の居住地となっていた。しかし, このマリーエンヴェルダー低地は, 耕地に乏しく, シュヴァイングルーベと大シャルダウを除くと, 住民の大部分が1フーフエ未満の零細農であり, 殆どの農民——とりわけシュールヴィーゼ, トラークハイマーヴァイデ——は, 麻織工として生計を立てていた。この地区の教団は, フリースラント派で, トラークハイマーヴァイデがその中心であった¹⁰³⁾。

IX 18世紀におけるオストプロイセンへの移住

このように, 16~7世紀を通じてヴィスワ下流一帯に大小合せて300余りの入植地を築き上げたメンノー派ではあったが, 18世紀に入ると, 人口増の圧力が加ってきたにもかかわらず, これまでのような比較的条件の良い入植地を取得することはますます困難となり, 多くの村落,

Mösland, シュトゥーム王領管区 Starostei Stuhm のラーゼ Laase, ベーンホーフ Bönhof, ヴィスワ河のクレー島 Insel Kuche などは, Packowski, ed., *Opis*, pp. 38, 42; Wiebe, *a. a. O.*, S. 40.

103) その他, メンノー派の入植地としては, 小ヴェルダーに隣接した Brodsend, Lichtfelde, Powunden, Baumgarth (Starostei Christburg).

とりわけヴィスワ河谷地域では、土地を持たずに麻織工、あるいは農業労働者として生計を立てねばならぬものが次第に堆積していった。それゆえ、ヴェストプロイセン外でも有利な条件であればメンノー派の入植者を募ることも決して困難ではなくなっていた。

こうしたなかで、先ず彼等に門戸を開いて、オストプロイセのリタウエン、メーメル川下流の低湿地帯を提供したのが、隣邦のプロイセン王国であった。かつて、1559年を最後に、頑にメンノー派を締め出し続けてきたこの国が1世紀半後に大きく方針を転換した背景には次のような事情があった。まず、1709～10年に東欧一帯を襲った疫病により、オストプロイセンのみで15.5～20万（人口の $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{1}{4}$ ）もの死者を出した多くの家畜が弊死したことである。このことは、国家財政に御料地の地代収入が大きな比重を占めていたプロイセン王国にあっては、国庫収入への大きな打撃を意味した。それゆえ、軍事強国の樹立を志す『兵隊王』Soldatenkönig フリードリッヒ＝ヴィルヘルム一世 Friedrich Wilhelm I も、そのプロイセン王国全体の『復興事業』Retablissement の中で、人口減少の甚しかったリタウエンの開墾・入植をとりわけ重視していた¹⁰⁴⁾。すでにフリードリッヒ一世の晩年の1710年に、当時迫害の続いていたスイス・ベルン州のメンノー＝再洗礼派をイエートヴィライテン Jedwilleiten（リンクーネン管区 Amt Linkuhnen）、15フーフェ16モルゲンに定住させようと試みたが、

実際の入植は行われなかった¹⁰⁵⁾。このため、同年、隣邦のヴェストプロイセンで入植者を募った。その際、信仰の自由と強制徴兵＝宿営の免除 Gewissens-, Werbungs- und Einquartierungsfreiheit が認められたことにより¹⁰⁶⁾、人口過密なモンタウヤンシェーンゼーから希望者が集まり、1713年、新王の承認の下にギルゲ川低地 Gilgerniederung の新・旧スケーペン Alt-und Neu-Sköpen とノイゾルゲおよび付属賦役村落 Neusorge nebst dazu gehörigen Scharwerksdörfer に42家族200人、リンクーネン管区のカルヴェン直営地 Vorwerk Callwen に18家族が入植した。そして、1724年には105家族が87フーフェ18モルゲン208ルーテを経営していた。これらメンノー派農民は人格的自由を保証され、30年間の長期借地 Emphyteusis により、1フーフェにつき40ターラー（120グルデン）を連帯責任で支払い、満期の際は2年分の権利金 Einkaufsgeld の納入により、同額の地代でさらに30年間契約を更新しうることになっていた。また、これらの割当地の配分は入植者の相談に任せられ、各農家の割当地の交換や譲渡も自由であった。入植者は村長の選出権を認められ、また一切の賦役・駅通・地租・人頭＝フーフェ割税 Scharwerk, Postfuhr, Contribution und Kopf-und Hufenschoß を免除された。さらにパン焼と、自家用のビールの醸造、商品の自由な販売（ただしケーニヒスベルクの集荷権 Niederlagsrecht に抵触せぬ限り）をも保証されている。

このように、入植者たちは、ほぼヴェストプロイセンと同様の条件を認められたとはいえ、地代のフーフェ当り120グルデンはヴェストプロイセンに比して著しく高く、また他のリタウ

104) Randt, a. a. O., S. 7. フリードリッヒ＝ヴィルヘルム一世の『復興事業』については、G. Schmöller, "Die Verwaltung Ostpreußens unter Friedrich Wilhelm I", *Historische Zeitschrift*, XXX (1873), 40-71; A. Skalweit, *Die ostpreussische Domänenverwaltung unter Friedrich Wilhelm I und das Retablissement Lithauens* (Leipzig, 1906); Fritz Treven, "Das Retablissement König Friedrich Wilhelms I in Preussisch-Lithauen von 1714-1740", *Zeitschrift für Ostforschung*, IV (1954), 501-15 を参照。

105) Mannhardt, a. a. O., S. 115は、スイスの再洗礼派がハンブルク経由でプロイセンに渡ったものとしているが、恐らく、その入植は単独ではなく、ポーランド領からの移住者に混って行われたのであろう。

106) Mannhardt, a. a. O., S. 117.

表IX—1 クーカーネーゼ御料地局管内メ
ンノー派入植地

村 落 名	経営 数	フーフエーモ ルゲンルー テ	地 代
Alt-und Neu- Jedwilleiten	23	16-20	—
Killugken	4	4-15	—
Alt-Bogdahnen	16	12	—
Neusorge	10	10- 2	—
Neu-Sköpen	8	7-11	—
Alt-Sköpen	10	11-26	—
Jagliensche Wiesen	—	25-279	—
計	71	63- 9-279	2,533 ライヒス ターラー 22 グロッシュェン

Randt, a. a. O., S. 26.

表IX—2 ケーニヒスベルクへの『メンノー
派チーズ』移入 単位: Stein

年	輸 入	国 産
1718	3,222	3,773
1719	2,386	5,201
1720	1,311	6,837
1721	3,057	8,472
1722	1,282	9,131
1723	2,240	9,241
1724 3月末まで	—	1,730

Randt, a. a. O., S. 28.

エン入植者の場合の約2倍であった。しかも、彼等は入植に際して国の援助を受けることなく、自費を投じて必要な施設を建設したにもかかわらず、他の入植者には認められた最初の6年間の地代免除さえ許されなかったことを忘れてはならない。恐らくこの高額な地代は、賦役＝兵役免除の代償の意味であったと考えられる。また割当地も、他の入植者が平均1フーフエ6モルゲンであり、しばしば2～3フーフエに及んだのに対して、メンノー派にはせいぜい1フーフエ、平均して0.83フーフエに過ぎなかった。それにもかかわらず、メンノー派の農民は旧ギルゲ Alt-Gilge 川やメーメル Memel 川に堤防を築き排水路を開削し、これまで顧み

られることのなかった低湿地を10年足らずのうちに優良な牧草地に変え、集約的な酪農経営を成功させた。その成果は、ケーニヒスベルクに搬入された『メンノー派チーズ』Mennonisten-Käse の推移からも明らかで、これまでヴェストプロイセンから輸入されていたこの特産のチーズが、これらのオストプロイセン製品によってほぼ代替されたのみならず、新しい需要も掘り起されたほどであった。このような実績のゆえに御料地経営を担当する官庁、軍事＝御料地局 Kriegs-und Domänenkammer もメンノー派に好意的であった¹⁰⁷⁾。

一方、ケーニヒスベルク三市も漸くメンノー派の定住を認めるようになった。先ず1716年、ティーゲンホーフの火酒蒸留業者シュェブルンク Johann Peter Sprunk がクナイプホーフ市当局から定住と営業を認められた。しかし、翌17年にハインリッヒ・ファン・ヘーフェン Heinrich van Höfen は、同じ業種であるにもかかわらず、ルター派教会の圧力を受けた市からその営業を許可されず無許可のまま営業を始めた。結局、消費税収入を重視する政府の仲介で、彼も、原料となる穀物蒸留酒を当市のギルド所属の商人より購入すること、また他宗派のものをメンノー派に引き入れぬことを条件に、居留民 Lieger として定住することを認められた。その後、ケーニヒスベルク地区の少数のメンノー派(男6女9)は、市郊外トラークハイム内、シュタインダム馬市場 Steindammsche Pferdemarkt にある香料商人フロース Floß の家で集会を開いていたが、1720年に、家族のみの礼拝を除き信徒の会合が禁止された。このため信徒は儀式を執り行うためには、ダンツィヒカエルビングに出向かねばならなくなった。メンノー派は、国王に『極めて静穏な会合』Versammlung in aller Stille を黙認するよう請願した結果、国王は1721年12月4日、移住勧誘公開状 Einladungspatent により、私宅での静粛な礼拝の自由と、市民権、ツンフト加入¹⁰⁷⁾ Randt, a. a. O., S. 7-12, 20-9.

権を約束し、ダンツィヒ、エルビングやオランダから移住者を募った。そしてこれに応じて、これらの諸地域から、少数ながら（主として火酒蒸留業者）ケーニヒスベルクに移って来るものが現れた¹⁰⁸⁾。

しかし、こうしたメンノー派に対する寛容も、わずか10年で、『兵隊王』フリードリッヒ＝ヴィルヘルム一世の徴兵強化と相容れなくなり、農村のメンノー派は追い立てられるように退去せざるをえなかった。すでに、これらメンノー派がヴェストプロイセンから帯同してきたルター派ドイツ人の作男がメンノー派に改宗し、さらに当時オストプロイセンで盛り上がりつつあった敬虔派より帰依するものが現れたことが、ルター派教会の怒を招いただけでなく、政府からは徴兵忌避の疑をかけられた。そのため、1722年、ルター派の住民がメンノー派に加わることが厳禁された。その直後1723年に勃発したのが、メンノー派青年の強制徴兵事件である。即ち、同年秋、フォン・ヴーテナウ中將 Generalleutnant von Wuthenau 揮下の龍騎兵連隊の募兵係の兵士が勝手にメンノー派の家々に押入って、5人の最も長身で力強い青年を捕えて、かの有名な巨人近衛連隊 Riesengarde の要員としてポツダムに送った。驚いたメンノー派入植者たちは、2人の代表を首都に派遣して釈放を国王に請願した結果、これらのメンノー派の若者は帰宅を許されたものの、国王はこの無法自体は何等咎めることはなかった。それゆえ、このような特許状侵犯がたびたび繰返えされることを懸念したメンノー派の入植者たちは、徴兵免除が確実に保証されぬ場合には、契約を破棄し退去せざるをえない旨を国王に申し入れ、逆に国王の態度を硬化させることになった。1724年10月8日、予期せぬ契約打ち切りと退去命令を受けたメンノー派は、その取消を懇願した。他方でケーニヒスベルクのメンノー派の有力な火酒

蒸留業者シュプルンクは、兵役免除の代償に一定額の献金を約束し、総監理府 Generaldirektorium も、地代収入の喪失のみならず退去に際して必要な莫大な補償金支出を考慮して、退去命令の撤回を進言したものの、国王はこれを聴入れなかった。メンノー派の農民は、その10年余の汗の結晶たる農地・家屋・家畜を、国の定めた低い価格で手放すことを強いられ、あまりの不当な安値に憤慨した農民たちは、愛し育ててきた樹木を自らの手で切倒したといわれる¹⁰⁹⁾。こうして、600人余のメンノー派農民は殆ど無一物でヴェストプロイセンに引揚げ、両マリーエンブルガー・ヴェルダーやモンタウに分散した。この悲惨な同胞に対しては、ダンツィヒのみならず、ハンブルク＝アルトナ、オランダ（アムステルダム、ロッテルダム、ハーグ）の教団から8,940グルデンの義捐金を送られ、120人の引揚者に貸付けられた。そして、この資金をもとに、ザロモン・ベッヒャー Salomon Becher とヤーコプ・ヤンツェン Jakob Jantzen を指導者とするフリースラント派の一同は、2,200グルデンで、トラークハイマーヴァイデ Tragheimerweide の $\frac{2}{3}$ （後1752年450グルデンで6フーフェ追加）を、またシュトゥーム王領管区長からルートナーヴァイデ Rudnerweide の14フーフェを買取ってここに落着いたほか、小マリーエンブルガー・ヴェルダーの直営地 Vorwerk（テーリヒトホーフ Törichthof）の20フーフェ15モルゲンに12家族が入植し、また、大ヴェルダーの小モンタウ Kl. Montau やカーミンケ Kaminke に部分的に入っていた¹¹⁰⁾。

この1723～24年の事件は、メーメル低地の御

108) Randt, *a. a. O.*, S. 13-19; シュプルンク家は、ティーゲンホーフ城の火酒蒸留所の経営を請負っていた。Penner, *Ansiedlung*, S. 47.

109) Randt, *a. a. O.*, S. 30-36; Mannhardt, *a. a. O.*, S. 118-9.

110) Penner, *Die ost-und westpreussischen Mennoniten*, S. 407 (Anhang 3); Wiebe, *Das Siedlungswerk*, S. 43. ベッヒャー (Andres u. Salomon Becher) は多分エルザスからの移住者で、1712年のルイ14世による再洗礼派追放によってプロイセンに渡ったのであろう。

料地の借地契約破棄にのみ関わるもので、ケーニヒスベルクを含む全土のメンノー派を追放するものではなかった。そして、ケーニヒスベルクでは、その後、縁飾り、火酒蒸留など様々の分野で、多くの企業家が——市民権賦与は依然拒否され、居留民として——そのマニュファクチャーないし問屋制家内工業を展開していた¹¹¹⁾。また、ヴァルトブルク伯 Graf Truchseß zu Waldburg も、その所領ラウテンブルク Rautenburg に、全く無一物の40家族を呼び戻し、先に入っていた2家族を含めて47家族がダンネンベルク教団 Gemeinde Dannenbergs を形成していた¹¹²⁾。

しかるに、国王は1732年2月22日、再度、しかも全土の一切のメンノー派の追放を命ずる勅令 Patent を発布した。国王が突如この挙に出た理由は明らかではないが、1726年に一般徴兵制 Enrollierungssystem が導入されていたこと、そして丁度ザルツブルク司教領を逐われたルター派を大量にオストプロイセンに誘致する計画が実行に移されつゝあったことがその最大の原因であったと思われる。即ち、これらザルツブルクからの亡命者達がメンノー派の先例に倣って兵役免除を求めるならば、一般徴兵制自体に重大な特例を認めざるをえないからである¹¹³⁾。もちろん、ヴァルトブルク伯は、国王に懸命の

執り成しを試みたものの全く聴き入れられず、これらメンノー派農民は再度オストプロイセンを逐われたが、うち約半数、29家族110人は、オランダ・メンノー派の手で、故国オランダに迎えられ、ヴァルヘレン島 Walcheren (ゼーラント州) やワーヘニンゲン Wageningen (ヘルダーラント州) に農民として定住した。しかし、オランダを離れてから数世代を経て、言語、風俗もすっかり変ってしまった彼等が、農業条件も異なるオランダで生活することは著しく困難で、結局彼等は1736年にダンツィヒに舞戻った¹¹⁴⁾。一方、ケーニヒスベルクには、17家族のメンノー派がおり、その多くが、有力な火酒蒸留、縁飾、梳毛毛織物などのマニュファクチャー主ないし問屋商人であった。これら企業家の一部は、資産を売却してダンツィヒへ引揚げる準備を始めたが、ケーニヒスベルクの軍事＝御料地局は、この追放により、多くの賃労働者や職人の生計の途が閉されるのみならず、国王の意図した『復興事業』とりわけ新産業移植のうゑで大きな支障が生ずることを懸念して国王に訴えた。さらにオランダのメンノー派の働きかけによって、ベルリン駐在のオランダ大使もプロイセン王に執り成した結果、一定数の職人を雇用する企業家については、居留民として残留することを許された¹¹⁵⁾。

その後1740年に、フリードリッヒ二世の即位とともに、メンノー派追放令も廃止されたが、もはや大規模な入植は試みられなかった。それでも、ラービナウ低地 Labinauer Niederung のフリードリッヒスグラベン管区 Amt Friedrichsgraben の荒れたまま放置されていた直営地 Vorwerk (ゼッケンブルク Seckenburg, ポーレンツホーフ Polenzhof, ギンケルスミッテル Ginkelsmittel), 計44フーフエ 21モルゲン 207ルーテに、エルビング地区から

111) たとえば、さきの火酒蒸留業者の他、梳毛毛織物製造業のハインリッヒ・ファン・デューレン Heinrich van Dühren (織機7台、職人12名、紡績工70名)、小間物商 Krämer のベーレント・クラーセン・ファン・デイク Berend Claaßen van Dyck (織機10台、あらゆる種類のリボンとモール、縁飾製造)、Jacob Schröder (火酒蒸留業縁飾製造、織機4台)、Dirk Conwent (イギリス風皮革)、Krause (碾割) などが挙げられる。Randt, a. a. O., S. 57-8.

112) このヴァルトブルク伯は、オストプロイセン復興事業で国王を補佐した Karl Heinrich (1686-1721) の弟でその遺産相続人であった。退去命令は Mannhardt, a. a. O., Privilegien und Urkunden 6.

113) これらザルツブルク司教領からの亡命者は、1. 1〜1. 3 万に及び、大部分がリタウエンに入植した。Skalweit, a. a. O., S. 272, Anm. 1.

114) J. S. Postma, *Die niederländische Erbe der preußisch-rußländischen Mennoniten in Europa, Asien und Amerika* (Theol. Diss. Marburg, 1958), S. 133-5.

115) Randt, a. a. O., S. 61 ff.

60家族 (約 300 人) が入植し、『メンノー派ダム』Mennonitendamm と名付けられた堤防を遺しているが、度々の洪水でこの開拓は失敗に終って1747年には他からの農民がこれに代った¹¹⁶⁾。その後1758年に、グムビンネン軍事＝御料地局管内プラウシュヴァーレン直営地 Vorwerk Plauschwaren (Amt Ballgaarden) の11フーフエ12モルゲン27ルーテに、主としてクルム、グラウデントツ地区から12家族が40年契約 (年フーフエ当り42ターラー) で入植した。さらに、入植地はクッカーネーゼ Kuckerneese, バウプレン Baublen, ヴィング Winge, ハイニンリヒスヴァルデ Heinrichswalde にも広がり、1768年には32家族、1776年には、45家族 (221人) に成長した。また、かつて、18世紀初頭に入植したリンクーネン管区にも27家族 (151人)、さらに、その他の入植地4家族 (15人) を合せると86家族 (387人) に達し、ケーニヒスベルク 143 人、その他の都市40人を大きく凌いで、オストプロイセン内のメンノー派の中核をなした¹¹⁷⁾。

X ネーデルラント系メンノー派の農業経営

すでに繰り返し述べてきたように、16世紀を通して絶えずヴェストプロイセンに亡命してきたネーデルラント人メンノー派の多くは、都市の手工業者ないし商人、それに農村工業地帯の生産者たちであったから、先ず何よりも、ダンツィヒやエルビングのような都市への定住を望んだことは云うまでもない。しかし、都市の手工業ツンフトやルター派教会の激しい抵抗に遭って、都市での商工業営業は殆ど不可能となり、また、市領外の市場町、たとえばアルト・ショットラントやティーゲンホーフも、彼等の商工業の根拠地として大きく成長することはできなかった。他方で、彼等が、比較的軋轢の少い農

村で次々に新しい農地をうることができたことは、その経済活動の重心を大き農業に傾けることになった。こうして、1772年のプロイセン王国への編入当時、メンノー派の人口の約3分の2が農民であった。以下、本章では、これまで取り上げてきた様々の入植地全体を通して、彼等の農業経営の特徴を浮彫りにして見ることにしたい¹¹⁸⁾。

すでに明らかにされたように、メンノー派が入植を許された土地とは、16世紀までに洪水などにより廃村と化した旧ドイツ騎士団領村落、あるいはこれまで全く利用されず放置されていた低湿地、とりわけ人工の排水を必要とする海面下の低地 Depression、それに一部の放牧地などであった。これらの沖積地は、干拓に成功すれば肥沃な牧草地や耕地に生れ変わりうるものとはいえ、そのためには莫大な資金と労働力を投下する必要がある、また、優れた技術なしには到底実現の見込みがなかったのである。即ち、大堤防 Hauptdamm で護られたヴェルダーでさえ——その外側の海岸はいうに及ばず——新入植地単位に小堤防をもって周りを囲い、各農圃ごとに排水路を開き、風車¹¹⁹⁾、ある

118) デルタ地帯の堤防・排水路の状況は、Bertram および Nordmann (本稿 [1], 46頁, 注24) 所収の地図ならびに、写真を参照。メンノー派の農業経営の概観は、J. Drieger. "Farming among the Mennonites in West and East Prussia 1534-1945", *Mennonite Quarterly Review*, XXXI (1957), pp. 16-20; Penner, *Die ost- und westpreussischen Mennoniten*, Kap. 15.のほか、すでに引用した、Penner, Wiebe, Ludwig などのモノグラフィーから断片的な資料をえられるのみで、農業経営に関する詳しいデータはまだえられていない。

119) 風車は、北ネーデルラントでは、製粉・搾油にはすでに14世紀には利用されており、プロイセンにおいても、この形では各地で利用されていたものと思われるが、確認できる最も古い排水風車は、1408年 (アルクマール) で、15世紀の間に、ホルラントやゼーラント各地に普及したものと思われる。J. Alberts en H. P. H. Jansen, *Welvaart in wording. Sociaal-economische Geschiedenis van Nederland van de vroegste tijden tot het einde van de Middeleeuwen* ('s-Gravenhage, 1964), blz. 119.

116) Randt, a. a. O., S. 88 ff. 地代は、30~33ターラー (6年間免除) で、近隣、10~6 $\frac{2}{3}$ ターラーより明らかに高かった。

117) Randt, a. a. O., S. 94-100; *Mennonitisches Lexikon*, II, 661-2 (Lithauen).

いは馬による排水ポンプで水を絶えず外に送り出さねばならなかった。このような大小の堤防の建設や排水路の掘削は——この地域は石材や木材に乏しく、外から輸入せざるをえなかっただけになおのこと——巨額の創業投資を必要としたし、また、酪農業に不可欠の乳牛もオランダから輸入せざるをえなかった。この資金を入植者たちがどのようにして調達したかは、残念ながら明らかでないが、すでに述べたように、初期の入植に当っては、少数の請負人や発起人が私財を投じてこの費用を調達している例が見出されるし、また、恐らくはホラントやフリースラントからの亡命者の一部、とりわけ農民たちは、故国の財産を処分し、営農資金をある程度は準備していたものと考えられる。そして、16世紀末からの第2世代以降の新村建設、分家に当っては、母村からの様々の援助を受けることができたし、また、都市や農村の同じメノー派の資金を借入れることができた。そして、メノー派は、最も信用のおける債務者として信頼を博したから、カトリック教徒のポーランド人の聖職者、官吏すら、喜んでその資金を土地抵当信用に提供したほどであった。

ところで、これら干拓地の泥土は肥沃ではあったが、肥料分が過多で当分の間は穀作に適さず、菜種や燕などを連作して土壤を改良しなければならなかった。また葦もこれを取除くのが難しく、何年か家畜を放牧してこれを喰べ尽すのを待たねばならなかった。この間、入植者は防風林や果樹を植え、10～15年を経て本格的な農地が誕生するのであった。それでも、低湿地の多くは冬穀の小麦やライ麦の作付が困難で、せいぜい飼料用の大麦や燕麦などの夏穀に用いられたに過ぎなかった¹²⁰⁾。

ところで、土地保有形態は、ダンツィヒ市領農村を別にすれば、その多くは村落団体 *Nachbar (Gemeinschaft)* が一括かつ連帯責任を負う (*einer für alle, alle für einen. omnes pro uno, unum pro omnibus*)、15～50年

(平均30～40年)の長期借地 *Emphyteusis* によっていた。借地に当っては、借地の諸条件を定めた契約書 *Kontrakt* が、市当局あるいは市領主、王領地の管区長 *Starost* や御料地荘司 *Ökonom* と入植者集団の代表者との間で交され、王領地の場合には、国王が特許状でこれを追認した。借地期限の満了後は、地代額を改訂し、また一時金 *Einkaufgeld*, *Laudemium Kirchenpfennig* (通常地代の4～5年分)を支払うことにより、再び3～40年間更新された。もし契約が更新されずに入植者が退去する場合、領主側は入植者が造成し残して行く資産を補償する義務を負っていた。そして、これらメノー派に代る入植者を見付けることは困難であったから、入植者側が希望する限りは借地契約が次々に更新され、借地権はほぼ永借地 *Erbpacht* に近付いていた。他方で入植者の側は、この借地形態によって、領主に対する人格的隷属から完全に自由となり、移動の自由を確保し、条件の悪い土地を棄ててもっと好条件の土地へ移る自由を確保した。入植者たちは、各種の領主への賦役——領主直営地の賦役のみならず、道路・橋などの公的施設の維持・補修も含めて——を忌避し、入植契約にその免除を明記させたし、堤防維持の賦役 *Dammscharwerk*, 流水への張番 *Eiswacht* すら免除を願い出てそれを認められ、止むえぬ場合には代金納でこれを済ませていた。このような種々の有利な条件を認められたのは他の旧ドイツ騎士団領村落に比して著しく高水準の地代の故であった。即ち、17世紀後半のマリーエンブルク御料地のクルム法による保有地の地代負担は1フーフエ (16.8 ha) 当り14グルデン程度であり、これに賦役・堤防費などを加えてもせいぜい30グルデン程度であったのに対して、長期借地の方は、もちろん、入植地の条件によって差異はあるものの、一時金まで加算すると50～60グルデン、18世紀には60～80グルデンに上っている。しかも、マリーエンブルク御料地のクルム法村落は、市場にも近い最も恵まれた穀作地であったことを考

120) Penner, a. a. O., S. 130.

慮すれば、これら長期借地の地代水準が格段に高いものであったことが理解できよう¹²¹⁾。

これらメンノー派の集団長期借地——『オランダ人村』Holländerdorf, Holländerei, olēdry——の場合には、個々の農民への土地配分は入植者集団の自治に委ねられ、領主側も保有地の分割禁止についての特別の努力を払わなかった。従って、村落の農民経営規模は、当初はほぼ均等であったとしても、相続による分割・譲渡・購入により、次第に格差を生じて行くことは避けられなかった¹²²⁾。

領主（都市および国王を含む）と農民との関係を規定する入植契約書 Kontrakt ないし特許状 Patent に対し、村落内の農民相互の関係を規制するのが村法 Willkür (Nachbarschaftsordnung) であった。すでに述べたように、新しいネーデルラント人の入植地では、村民による村長 Schulz, 助役 Ratmann, 参審員 Schöffen など村役人の選出が認められ、刑事＝重罪事件 Criminal- und Halsgericht を除く下級裁判権が村落自治体に与えられていた。従って、この村法の規定の多くは、下級裁

判権に関するものであるが、その他、保有地の売買についても重要な規定が含まれていた。例えば、有名な1562年のシュリノ Schlino (トルン市郊外) およびそれを継承したコストバル Kostbar (1719年), グラボーヴィッツ Grabowitz (1729年) の村法は、保有地の売却ないし貸出しに際しては、2週間の期限で、先ず村民 Nachbar に優先権（とくに隣接地の保有者や同居者に最優先権）を認め、その間に買手（ないし借手）がつかぬ場合に初めて外部の人間に売る（貸す）ことを許した。その場合、買手（借地人）は、『正直で評判の良い人間』ein ehrlichen Mann und gutt Beweiss hat であるのみならず、『オランダ語を知り使用しているドイツ人』ein Teutscher, welcher hollandisch weiß und gebrauch helt でなければならず、ポーランド人への売却は、10グルデンの罰金をもって禁じていた。このような、保有地売却への制限は、先に述べた地代の連帯責任制の下で、支払能力のない農民が加わることを防止する方策であったといえよう。この他、重要な規定としては、家畜が他人の放牧地や耕地に入らぬよう、各人の保有地を柵や石垣で囲込む義務、排水を円滑にするため各人の保有地内の水路を絶えず清掃する義務などが設けられていた¹²³⁾。

ところで、メンノー派農民の経営規模については、すでに掲げたように、いくつかの村落について、その分布を明らかにしうる。しかし、穀作地と牧草地、あるいは穀作経営と酪農経営とでは、単位面積当りの収益が大きく異なり、経営面積のみで単純に比較することはできない。これを補う経営資料や遺産目録も殆ど入手

121) 「ポーランド領」時代のヴェストプロイセンのメンノー派の入植契約またはその確認特許状のうち、Stutthof (1665), Habbendorf (1623), Tiegenhagen (1766), Willemsbruch (1750), Schwansdorf (1724), Marcushof (1683, 1723) が Szper, *a. w.*, Bijlage に, Kampenau (1612) が Toeppen, *a. a. O.*, S. 96; Walldorf (1715) が Ludwig, *a. a. O.*, Anhang III に, Schönsee (1595), G. Lunau (1604), Gruppe (1604) が Wiebe, *a. a. O.*, Anhang, Rosenort (1683), Weißhof (1709), Grabowitz (1761) が K. Ciesielska, "Osadnictwo olęderskie w Prusach Królewskich i na Kujawach w swietle kontraktów osadniczych", *Studia i Materiały do Dziejow Wielopolski i Pomorza*, IV (1953) に印刷され、また、未刊行の入植契約についても、Ciesielska の論文が、現グダニスク・トルニ両国立文書館の史料番号を挙げている。なお、長期借地は、1850年3月2日に最終的に廃止され、完全な私有地となった。Wiebe, *a. a. O.*, S. 7.

122) メンノー派農民の保有地規模分化は、表 VI-2 [(2), 31頁]、表 VII-3, 5, 8, (本稿30, 32, 36頁) 表 VIII-1 (同38頁) を参照。

123) Kutrzeba et Mańkowski, (eds.), *Polskie Ustawy*... は、この他 Reichenberg (1547), Klein Lubin (1650), Marienburger Werder (1676) および1723年以前の村法) を収録している。この他、エルビング市領のエラーヴァルトの村法は、C. K. Lemann, *Provinzialrecht der Provinz Westpreußen*, 3 Bde. (Leipzig, 1830), III-2, Urkunde Nr. 13 に印刷されているが今回は参照しなかった。

表X-1 ハイน์リッヒ・バルツの遺産
(コソヴォ 1744年)

1. 経営面積	2 フーフェ	29モルゲン	139ルーテ
2. 家 畜	a 馬16 (牝馬4 牡馬7 仔馬5)		
	b 牛28 (乳牛17 牡牛2 仔牛9)		
	c 豚33		
	d 羊11 (うち仔羊4)		
	e 鶏, 家鴨, 鷺鳥		
3. 穀物収獲 (予定)	1. 大 麦	157	シェップェル
	2. 燕 麦	39	
	3. ラ イ 麦	32.5	
	4. コルモル麦	12.5	
	5. トルコ燕麦	2	
4. 資 産	7,464	グルデン	12 グロッシェン
5. 負 債	3,238	グルデン	01 グロッシェン
6. 遺 産	4,126	グルデン	11 グロッシェン

H. Maercker, *Geschichte der Schwetzer Kreises*, XV, S. 56-59.

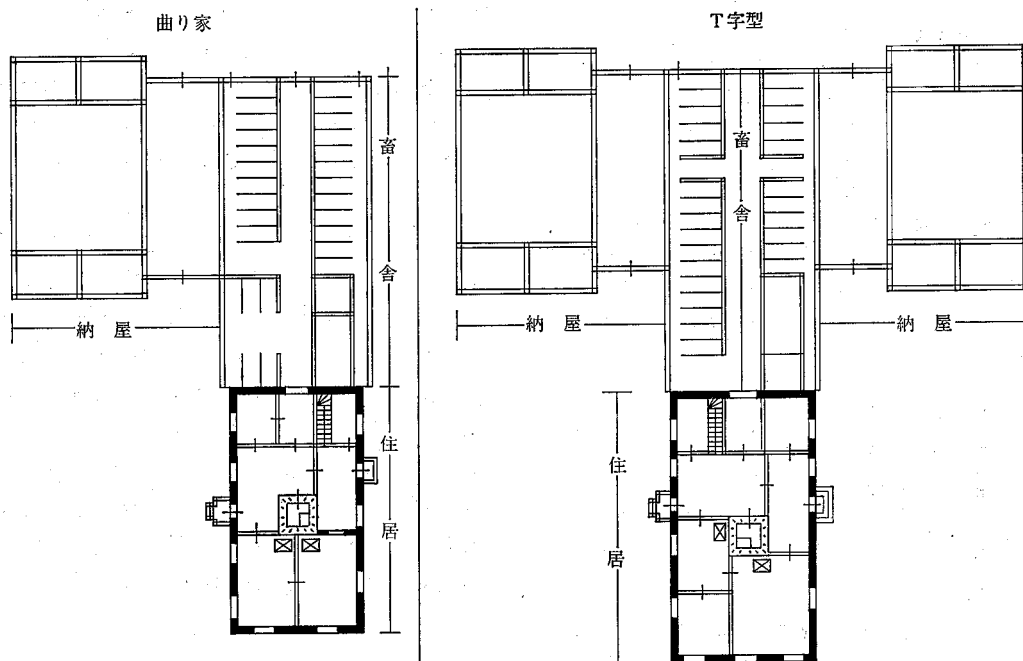
しえないので、これら農民の経営内容を正確に把握することは困難であるが、1744年のハイน์リッヒ・バルツ Heinrich Bartz (コソヴォ Kossowo) の遺産目録から、ある程度までメンノー派農家の経営を推測することは可能である。即ち、この農家は、2フーフェ29モルゲン139ルーテ (50.3 ha) を保有し、うち約1/3の26.9モルゲンが大麦・燕麦などの飼料作物の栽培に充てられ、残り約2フーフェは草地であったが、バルツの所有する家畜は、乳牛17頭、牡牛2、仔牛9、馬16頭、羊7頭に及んでいる。従って、バルツは、酪農経営のみで、少なくとも年600グルデンの粗収入をうることができた筈で、さらにこれに家畜の売上げが追加される。これに対して、穀作地の場合、1フーフェの粗収入は270グルデンといわれ、もし経営費・生計費をその半分と見積るならば、この経営は、フーフェ当り60~80グルデンの地代を支払った後になおかなりの資金を残すことができたと考えられる。このような3フーフェ台の経営は、上層に属するものであり、大多数の農家は1~2フーフェ台であったが、乳製品の市場に恵まれる限りは、高額の地代を負担しつつ借入金を

返済した次代の営農資金を準備できたものと思われる。これらメンノー派の農家経営の上層には、4~5フーフェ、時には6フーフェもの大経営が見られたとはいえ、メンノー派の資金は、個別経営の拡大よりも、絶えず新しい農地の獲得、子弟の新しい農家の独立に向けられた¹²⁴⁾。

メンノー派の入植地は、その多くが低湿地であったことから、その村落や住居の形態も旧来のドイツ騎士団領村落とは異った独特の景観を生んだのである。即ち、騎士団村落は多くが街村であり、各農民の保有地は混在地制をとる地条の形で村落の四方に広がっていたのに対し、メンノー派の『オランダ人村』Holländerdorfは、堤防沿いに住居が並びその後方にそれぞれの農家の保有地が一纏めに置かれている、いわゆる堤防フーフェ村落 Deichhufendorf であり、ダンツィガー・ヴェルダーや、海岸のハフ・カンペンには散居制をとるところも珍しくなかった。しかも、低湿地であり洪水の危険に絶えず晒されていたゆえに、家屋の建設に当っては十分に——時には1~2mも——土盛をする必要があった。これらの入植地で、あの特徴ある「曲り家」Winkelhof (一部T字家屋 Kreuzhof)、即ち、一つの建物に住居・畜舎・納屋を纏める構造が一般化したのは、冬季の作業の便よりも、最小の敷地に必要な建物を余さ

124) フリースラント (オランダ) のほど似たような経営規模の Rienck Hemmema の会計記録 (乳牛17頭、牧草地17ha、耕地8.5ha) の1569-73年の乳製品売上年平均92グルデンを、1740年代のヴェストプロイセンの貨幣価値に換算した場合、その数字は640.1 fl. となる。しかし、経営費の方は、労賃支出が全く不明なので正確に算出することができない。cf. B. H. Slicher van Bath, *Een Friesch Landbouwbedrijf in de tweede Heflt der 16de Eeuw* (Agronomisch-Historische Bijdragen, IV; Wageningen, 1958), blz. 124. ルートヴィッヒは、1フーフェの穀物の収穫高を270シェップェルとし、価格を1グルデンと計算している。ただし、もし、完全な三圃制であれば、フーフェ当りの粗収入は180グルデンであるから、50~60グルデンの地代は過重と思われる。Ludwig, *a. a. O.*, S. 81.

図 X-1 「曲り家」およびT字型農家見取図



B. Bertram W. La Baume und O. Kloeppel, *Das Weichsel Nogat-Delta*, S. 170.

ず収容する狙いに他ならなかったのである。他方でこのような曲り家では、火災によって、一切が全焼する危険が大きく、そのため1622年から、メンノー派農民を中心にヴェルダー地区の火災保険組合が組織された¹²⁵⁾。

このように、苦難を乗り越えて低湿地帯の開拓に成功したメンノー派農民は、すでに述べたように、小マリーエンブルガー・ヴェルダー、エルビング低地、ダンツィガー・ヴェルダーなどの条件の悪い入植地を放棄し、蓄積した資金や借入金を投じて、最も恵まれた穀作地、大マリ

ーエンブルガー・ヴェルダーのクルム法保有地を次々に買収し、中には、その標準経営規模の2フーフエを大きく越える富裕なクルム法農民が多数誕生した¹²⁶⁾ ¹²⁷⁾。

126) クルム法農民(ケルマー)は、隣のオストプロイセンでは、グーツヘルと世襲隷民の間にあり、その娘に4~6,000グルデンの婚資を与え、息子を大学に出していた。*Preußens Uralter und jetziger Zustand* (Gumbinnen 1748), S. 527, zit. Randt, a. a. O., S. 29, Anm. 3.

127) このようなメンノー派の高額の地代支払能力は、何よりもその生産物(乳製品・家畜・穀物)の売上げにかかっていたから、クルム市領の場合を除き、その自由な販売や購入が保証されていた。ただし、道路事情の悪いヴェルダーでは、冬季はもちろん、秋でさえ、市場までの搬送は難渋を極めていた。メンノー派の農民は、穀物のみならず、薪などの木材や塩、油、鯨等の必需品を市場で入手せねばならず、そのため、どの村にも雑貨屋 Hakenbude が設けられ、その多くはメンノー派の経営にかかるものであった。Penner, a. a. O., S. 194.

125) Vgl., O. Kloeppel, "Die bäuerliche Haus-, Hof- und Siedlungsanlage im Weichsel-Nogat-Delta" in Bertram, La Baume und Kloeppel, *Das Weichsel-Nogat-Delta*, 107-205. この「曲り家」の住居が、ホラントやフリースラントの低湿地帯にも広く見られたかどうかは、確認しえなかった。これら農家は、洪水・浸水後乾燥の速い木製を好んでいた。なお、火災保険組合は、Penner, a. a. O., S. 112, 401-6.

XI メンノー派の宗教生活とポーランド国家

(1) メンノー派とポーランド国家

すでに繰返し述べてきたように、幼児洗礼を拒否して信仰洗礼を受けたものの教派として、地域共同態を離脱し、また飽くまでも新約聖書の教えに忠実に従って兵役を拒否し、官職に就かず、宣誓をも認めぬメンノー派は、正にそのゆえに国教会＝カトリック教会あるいはダンツィヒやエルビングなど都市のルター派にとって恐るべき異端に他ならなかった。それにもかかわらず彼等が、都市領農村・王領地や一部貴族領への定住を許されたのは、偏に彼等の低湿地を開墾し高い地代を支払う能力のお蔭であり、彼等は決して他の宗派と対等の地位を認められたわけではなかったし、信仰の自由を保証されたわけではなかった¹²⁸⁾。とりわけ、ポーランドの経済的・政治的繁栄期が過ぎ去った17世紀後半以降、反宗教改革＝カトリックによる異端取締りが強化されていく中で、メンノー派は、度々財産没収＝追放の危機を迎えることになる。

その始まりは、1642年に国王ヴワディスワフ4世の侍従長 *Königlicher Kammerherr* のハックスベルク *Willibald von Haxberg* の策謀であった。彼は、ヴェルダー王領地の事情に疎い国王からメンノー派の財産を没収してこれを下賜する旨の布告を手に入れた。ハックスベルクはこれを梃子にメンノー派から不法に金を捲き上げる積りであったが、メンノー派は入植契約や特許状を示し飽くまでも支払いを拒んだ。そこでハックスベルクは軍隊を送って、マリーエンブルク御料地、ティーゲンホーフ、ベアヴァルデ両王領管区内のメンノー派に対し、フーフエ当り30ターラー(150グルデン)、計8万グルデンを課し、剩つさえ、メンノー派の旧来の特権を国王に再確認させる代償と称し

てさらに1000グルデンを取り立てたまま約束を履行しなかった。しかし、このハックスベルクの暴状の前に、当時マリーエンブルクで開催中のプロイセン等族議会がその越権と不当利得を責め、遂に国王も12月22日の有名な特許状により、メンノー派のマリーエンブルガー・ヴェルダーやティーゲンホーフの開拓の功績を嘉して、この8万グルデンの金額と引換えに、『これまで施行されて来た、全体・個別いづれもの権利・特権・自由・慣行を例外なく是認し、当該住民は例外なく保護せんと欲す』“*omnia et singula jura, privilegia, immunitates, libertatesque ac consuetudines, quibus hucusque usi sunt, nullis penitus exceptis aut exclusis approbanda ac circa eadem dictos incolas integre conservandos et manutenendos esse duximus*” することを約束した¹²⁹⁾。しかし、早くも8年後、マリーエンブルク御料地、ティーゲンホーフ＝ベアヴァルデで、国王補佐官法廷の新法廷 *nova citatione ad iudicium Nostrum Assessoriale* により、各フーフエが2ハンガリー・グルデン(6グルデン)の支払いを命ぜられ、国王は再度特許状を発行してこれを免除せねばならなかった¹³⁰⁾。

しかるに、ポーランド全土を戦禍に捲込み経済的に大きな打撃となった第2次スウェーデン戦争(1658-60年)後、反宗教改革の動きは一段と強まった。とりわけ、これまで貴族・知識人を中心にポーランド各地で教団を築いてきたソツィーニ派(ポーランド兄弟団)にその鋒先が向けられ、同派は厳しい迫害に晒されたが、その余波は同じく教派であるメンノー派にも及び、ティーゲンホーフで、ソツィーニ派迫害の名を藉りた様々の圧迫が加えられた。そこで国王は、ソツィーニ派を禁圧する1658年、59年の立法は、貴族と市民身分を対象とするものであり『農民にして、学芸に長ぜず、その礼拝

128) 宗教的寛容の保証は、入植契約に明記されている場合(例えばクルム市領のシェーンゼーやヤーメラウ)の他、特別の保護状が発行されることもある。Wiebe, *a. a. O.*, S. 55. Anm. 20, 21.

129) Mannhardt, *a. a. O.*, S. 79-82, Privilegien und Urkunden 1.

130) *ebenda*, S. 82-3, Privilegien und Urkunden 2.

は公けにではなく、聖職者の寛容と注意の下に営まれているに過ぎない』メンノー派は怖るに足りぬとして、国王の意に反して秘かに行われた圧迫を一切無効と宣した¹³¹⁾。

このメンノー派迫害の動きは一応の終止符を打たれたかに見えたが、1674年、新国王ヤン三世ソビエスキーの登位とともに再び本格的となった。新王はメンノー派への寛容の停止を志し、その意を請けたポメレン知事が、1676年のプロイセン等族議会にメンノー派の追放を提案した。貴族達はこれに賛成したが、マリーエンブルク御料地荘司のキトノフスキー Kitonowski およびマリーエンブルク代表のヴワディスワフ・ウォス Władysław Łos がメンノー派の功績を強調し、ダンツィヒなどの大都市代表も追放に反対したため、この提案は可決されることなく終った。それでも知事はこれを断念せず、直後に開かれた国会で再度これを提議した。これに対し、ラウエンブルクの地方裁判所判事 Landrichter, プレベンダウ Prebendau がこれに反対し、メンノー派追放がマリーエンブルク御料地にどれだけの損害をもたらすかを国王に説いた結果、国王も遂に1678年改めて彼等を保護する勅書 *rescriptio* を発布し、また、ティーゲンホーフ王領管区長イーゼブラント Jo-

hann Isebrand がメンノー派に新しい借地を提供するのを承認し、さらに1694年に、これまでのメンノー派の権利を確認する特許状を公布している。この間、プロイセン等族議会で、ソツィーニ派に対する異端取締法のメンノー派への適用を求める要求が繰返えされるが、もはや取上げられることなく、18世紀に入ってから、メンノー派の地位は安定したものとなった。とりわけ1732年の国王アウグスト二世の特許状により、マリーエンブルガー・ヴェルダーのメンノー派は、私宅での礼拝の自由 *liberum eorum religionis exertium in privatis dominiis* と洗礼・結婚・葬儀などの執行、自派の学校教師による教育などの自由を確認され、1750年には、ヴィスワ河谷のシュヴェッツ・グラウデンツ・シュトゥーム・ノイエンブルクなどの王領管区にも拡張された¹³²⁾。しかし現実には、都市領を除く全土で——大ルービンのごとく特許状に明記されていた場合は別として——国教会たるカトリック教会の教区強制 *Pfarrerzwang* は厳存し、メンノー派からも十分の一税 *decem*, 供物 *calenda*, 結婚・葬儀の司祭への謝礼などが徴収されていたし、ダンツィヒやエルビングなどルター派の諸都市の市領では、ルター派の教区の教会税を負担せねばならなかった。そして、第2次スウェーデン戦争の間、スウェーデン軍は、マリーエンブルガー・ヴェルダーの王領地のルター派を支援してその教会税をメンノー派にも課した結果、彼等はカトリック・ルター派の双方から不当な負担を強いられたのであった¹³³⁾。

(2) メンノー派の教団組織

すでに述べた通り、メンノー・シモンズが献

131) ソツィーニ派 *Sozzinianer* は、イタリアの宗教改革者レリオ・ソツィーニ *Lelio Sozzini* (1525-62) とその甥ファウスト *Fausto Sozzini* (1539-1604) を始祖とする反三位一体論 *Unitarianismus* の教派で、1579年にファウストがポーランドに移ってから、各地の領主や貴族の保護の下に、約300の教団を結成し、ポーランド兄弟団 *frater polonorum* と呼ばれた。(また、カトリック側からは、異端のアリウス派 *Arianer* というレッテルを貼られた。) 1658年の禁止令により、その大部分は、ハンガリー (トランシルヴァニア)、シュレージェン、イギリス、オランダなどに亡命した。cf. *Menmonite Encyclopedia*, IV. 565-9. プロイセンにおけるメンノー派との関連については、後出54注135。この宗教的不寛容は、ポーランドにおける寛容の担い手であった小領主シュラフタの没落と大貴族やイエズイット派の進出、そして、ロシアやスウェーデンとの戦争の影響であった。J. Tazbir, *op. cit.*, chap. IX.

132) Mannhardt, *a. a. O.*, S.88-95, Privilegien und Urkunden 3-5.

133) Penner, *a. a. O.*, 181-2; なお、小ヴェルダーのマルクスホーフおよびヴェンゲルンのメンノー派は、その雇用している農業労働者のために、ティーンズドルフのルター派教会の教会税を負担させられた (1652, 1660)。Toeppen, *a. a. O.*, S. 109-10.

身的布教と苦闘の末潰滅に瀕した再洗礼派の再組織に成功した直後から、今度はその厳格な信徒指導と教義をめぐる分裂が始まった。とりわけ1566年のフランドル派とフリースラント派の分裂は、すぐさまヴェストプロイセンに波及した。しかし、ディルク・フィリップスを長老と仰ぐダンツィヒ教団はフランドル派につき、その後もヴェストプロイセンのメンノー派の大部分は、厳格な教義を保持しつつこの派に止まった。その中心はいまでもなくダンツィヒ(アルト・ショットラント)とエルビングの両市の教団であり、大マリーエンブルガー・ヴェルダーなど農村に散在する信徒への司牧活動もダンツィヒの教団に委ねられていた。しかし、農村への入植が進むとともに新しい教団が巣分けし、1638年に大マリーエンブルガー・ヴェルダー(ティーゲンハーゲン)教団が独立した。しかし信徒が広い地域に分散しているため、4つの分団 Quartier (ローゼンオルト=エルビング低地、ティーゲンハーゲン、オルロフ、ベアヴァルデ)が設けられ、またエルビングからは、農村のエラーヴァルデが分離独立した。さらにヴィスワ河谷では、プシェコフケン、イエジオルケン、ドイッチュ・コノバートの他、少数派ながらシェーンゼー(クルム市領)、オーバーネッサウ(トルン低地)にフランドル派の教団が存続していた¹³⁴⁾。これに対し、フリースラント派は全体としては少数派で、ダンツィ

ヒ(ノイガルテン、1586年)、オルロフ・フェルデ(ティーゲンホーフ)、ティーンズドルフ(小マリーエンブルガー・ヴェルダー)の他、ヴィスワ河谷のモンタウ、シェーンゼー、オーバーネッサウ、トラークハイマーヴァイデの教団を擁しており、クルムやモンタウでは、南ドイツ=スイス系再洗礼派を吸収し、モラヴィアからヴェストプロイセンに再亡命してきたフッター派の一部もフリースラント派に加った。全体として、フリースラント派の方が——ネーデルラントからの影響をも受けて——フランドル派ほど厳格ではなく、南ネーデルラント系でも富裕な商人=企業家のフルメーレン Ambrosius Vermeulen, パウルス Adrian Paulus, ヴィラー Peter Willer, ファン・デン・ブロック Van den Block, ファン・オッベルゲン Anthony van Obbergen, ヨースト Abraham Joost など著名な画家・建築家がこちらに属していた¹³⁵⁾。

135) フリースラント派とフランドル派とはもちろん対外的には協力したとはいえ、その教義や儀式については譲らず、教団加入に当っては、洗礼のやり直しを求めたほどであった。

なお、モラヴィアのフッター派 Huterer の一部も、次第に厳しくなった弾圧を逃れて新しい移住地を求めて、1604年にエルビングに到着した。しかし、手工業者たちは彼等の定住に激しく反対し(フッター派は、共産制の共同生活団 Brudershof で、主として手工業により生計を立てていたから)、彼等は結局1605年小ヴェルダーのヴェンゲルン Wengeln に9フーフエを借地して定住した。しかし、フッター派の共産制は、ネーデルラント系メンノー派には全くといってよいほど影響を与えず、結局は、それに吸収されたものと思われる。なお、1622年、フッター派が最終的にモラヴィアから追放されると、その一部はヴェストプロイセンに逃れたが、もはや独自の教団を形成せずに、メンノー派——とりわけフリースラント派——に加入した。Penner, a. a. O., S. 73-76. なお、フッター派の全体としての歴史は、榊原 厳教授の『殉教と亡命—フックライトの450年』(平凡社、1967年)という貴重な労作を参照。

なお、ソツティーニ派は、17世紀初頭からダンツィヒに教団を持ち、1610年からメンノー派との合同を働きかけ、また神学上の論争を持ちかけたが、メンノー派は、恐らくはオランダの信徒の応援をえてこれを拒否し続けた。そして、後ソツ

134) Penner, a. a. O., S. 61-80, 169-90. フランドル派の中で最も厳格な教義を護っていた、オーヴェルエーセル=フロニゲン系古フランドル派 Sociëteit der Oude Vlamingen te Groningen は、シュヴェッツ=クルム地区の教団と深い繋りを維持し、その長老ヒュルスホッフ Hendrik Berents Hulshoff が1719年にここを訪れて、説教や聖餐や洗足 voetwassing の儀式を執り行っている。cf. H. Ch. Hulshoff, "Bezoekreis van Hendrik Berent van Hulshoff aan de Doopsgezinden Gemeenten der Oude Vlamingen in Pruisen en Polen in 1719", *Bijdragen en Mededelingen van het Historisch Genootschap*, LIX (1938), 32-82. この古フランドル派には、フッター派やその影響を受けた南ドイツ=スイス系の一部が加った。

メンノー派の各教団は、長老 Älteste (その頭が指導長老 der regierende Älteste) と説教師 Lehrer (Vermahner) を自分達の間から選出し、また助教師 Diakon を置いて、孤児や老人の養護や貧窮者の救援、とりわけ他の教団員の苦難への援助など福祉活動に携っていた。

ところで、ヴェストプロイセンへのネーデルラント系メンノー派の流入は、ほぼ1600年をもって途絶え、他方現地のルター派やカトリックの住民を改宗させ自らの信仰に引入れることは厳しく禁止されていたから、南ドイツ＝スイス系の少数の再洗礼派が合流したのを除くと、もっぱら初期の亡命者の子孫がその人口の大部分を占めていた。それゆえ聖書や『殉教の書』 Märtyrerbuch, 讃美歌などは、18世紀までオランダ (一部ダンツィヒ) で印刷されたオランダ語のものが使用され、説教も——日常生活には、現地の低地ドイツ語方言プロイセン語や文章語・標準ドイツ語として高地ドイツ語が次第に浸透しつつあったが——ダンツィヒでさえ1762年まで、マリーエンブルガー・ヴェルダーでは1771年まで、オランダ語で行われていた。ただし南ドイツ＝スイス系、あるいはフリースラント人などの非ネーデルラント系を含むモンタウのフリースラント派教団では1630年には村落の記録が高地ドイツ語によって書かれていた。

メンノー派は、元来特別の教会の建物を持つとせず (Jedes Haus ein Gottes Haus!), また自派の集会所 Andachtshaus, Bethaus を公然と設けることも禁ぜられていた。それゆえ礼拝は私人の家——納屋や厩舎を改造したり廃屋を用いて——で行っていたに過ぎない。し

かし、1590年にエルビングの教団が普通の民家を買入れてこれを集会所に転用したし、ダンツィヒでもフランドル派 (1648年)、フリースラント派 (1638年) 両派がそれぞれの集会所を建て、またヴィスワ河谷のシェーンゼーやブシェコフケンが独自の集会所を持っていたし、小ヴェルダーでも、カトリックの司教の禁止にもかかわらず、このような集会所は公然の秘密となっていた。そして大ヴェルダー各地の教団も1768年にその集会所建設に踏み切った¹³⁶⁾。

メンノー派教団にあっては、学校教育はその信仰と文化を護り育てて行く上に欠かすことのできぬ要素であり、それゆえに入植特許状にもしばしば教師の任命権が明記されていた。こうして各入植地は、大きな村は一村で、小さな入植地は共同で学校を建て、主として冬の農閑期に、読み書きや計算、それに讃美歌などを教えていた。そして、ドイツ系住民の少い村では、しばしばルター派の住民と共同で教師を雇っていた¹³⁷⁾。

メンノー派は、その教義の柱の一つである官職就任拒否を貫き、国家に対して距離を保ち続けた。そして、事実、初期のダンツィヒ市領農村では、彼等は村長・助役・参審員などの村落自治体の役職への就任をも拒否していたから、1628年市参事会は罰金をもって就任拒否を禁じた。しかし、村役人への就任拒否は、村落自治体を崩壊させるものであったから、メンノー派も次第に態度を変え、1720年には、マリーエンブルク御料地役所に対し、村長選任に当って、メンノー派を差別することのないよう求めるようになった。ただし、メンノー派は、数ヶ村にまたがる堤防・水利組合 Deichkommunität の役職への就任は拒否し、止むをえぬ場合にはその地域の教団の長老がその職務を代行した。

ィーニ派が追放されると、その中から、Jost van Steen (van Stein), Daniel Zwickau (ダンツィヒの眼科医), Hans Martin など、フッター派を経由して、メンノー派に加わり、有力なメンバーとなるものも現れた。

なお、メンノー派が、プロイセンでカトリックないしルター派を自派に引入れることは厳禁されており、そのような信徒は、一旦オランダに移って、そこでメンノー派に加入した。

136) Kuhn, a. a. O., S. 90; Penner, a. a. O., S. 179-80. オランダの教団は、戦乱や洪水、迫害に苦しむヴェストプロイセンにしばしば援助を送った。

137) Wiebe, a. a. O., S. 7-12. 学校教師はしばしば手工業者 (仕立屋など) を兼ねていた。

ところで、これら村落自治体は、下級裁判権を与えられていたものの、メンノー派は、様々の違反、あるいは紛争をも、教団内で解決する方を選んでいた¹³⁸⁾。

XII 結び

こうして、ヴェストプロイセンに亡命したネーデルラント系メンノー派たちは、当初望んでいた、ダンツィヒやエルビングなど商工業の中心地への定住を許されず、またこれに代る農村工業の中心地を築上げることでもできなかったが、その優れた農業技術と高額の地代支払能力のゆえに、ルター派の諸都市の市領農村のみならず、カトリックのポーランド王の王領地の農村に入植を許された。こうして彼等は、殆ど利用されていなかったヴィスワ＝ノーガト川一帯の低湿地を干拓して緑の牧草地に変え、絶えざる信仰への圧迫や様々の誅求、度重なる戦禍や洪水の苦難をも乗り越えて、営々とその農業経営を護り拡張し、18世紀には約300の村落に12,000人余りが15万モルゲン(8.4万ha)を主として長期借地ないしクルム法により保有するほどの成長を遂げた。このように、「貴族共和制」下で、カトリック国ながら比較的寛容の伝統を残したポーランド、とりわけ地方等族議会がなお強力な発言力を保持し、ダンツィヒを核にドイツ語＝文化を培ってきたヴェストプロイセンこそメンノー派のまたとない避難港となったのであり、彼等は終始、16世紀以来の厳格な教義——古フランドル派や古フリースラント派の——を護り続けたのであった。

このようなヴェストプロイセン・メンノー派は、この地域が1772年の第1次ポーランド分割(ダンツィヒ・トルン両市は1791年)によって、絶対主義国家プロイセン王国に編入されたことで大きな転機を迎えることになった。もちろん啓蒙専制君主フリードリッヒ大王は、すでにオストプロイセンで実施したように、メンノー派

に対しては、ポーランド領時代の特許状や契約を尊重し、その信仰の自由を認め、市民権取得などにおける差別を撤廃したり、カトリックの教区強制を廃止した。そして、農村における兵役義務に関しても、年5,000ターレルを、クルムに新設された陸軍幼年学校 Kadettenschule に寄付することを条件にこれを免除した。こうして、メンノー派の兵役免除は、1867年(北ドイツ連邦の成立)まで認められては行くが、軍当局の圧力によりフリードリッヒ大王の死後、1789年以降、メンノー派による兵役義務農民の農地購入が禁ぜられた。こうして、すでに過剰人口を抱えたメンノー派コロニーは、その子弟を農民として独立させる途を断たれたのであった¹³⁹⁾。丁度この時に当ってメンノー派に新しい土地を提供したのがロシア帝国であった。1787年、エカテリーナ二世は、漸くトルコの勢力を逐ってその支配の下に組入れた南ロシアのドニエプル河沿岸の低湿地帯に、兵役免除と一農家当り4フーフエの農地を提供するという好条件でメンノー派を勧誘した。こうして、1788年、152家族がドニエプル河畔のホルティッツア Хортица に移住したのを皮切りに、1803年にアゾフ海に近いモロチュナ Молочна にも入植が行なわれ、漸く1850年代から穀作農業として繁栄の途を歩み、またヴォルガ中流のサラトフ(1853年)、サマラ(1861年)などロシア各地に次々と娘村を生み落していった。この間、ヴェストプロイセンのメンノー派人口は、ロシアやアメリカへの移住、都市での世俗化や他宗派との結婚によって脱落者を出し、1万3千人台の当初の数字を辛じて保っていた間に、ロシアの諸コロニーは、第1次世界大戦まで繁栄を続け、人口10万を数えて母国を凌ぐ最も有力な中心地となった¹⁴⁰⁾。

139) Mannhardt, a. a. O., S. 120-143.

140) さし当り、A. Ehrh, *Das Mennonitentum in Rußland von seiner Einwanderung bis zur Gegenwart* (Berlin-Leipzig, 1932) および、H. Penner, *Weltweite Bruderschaft*, 2. Aufl. (Karlsruhe, 1960), さらには *Mennonite En-*

138) Penner, *Ansiedlung*, S. 17; ders., *Die ost- und westpreußischen Menmoniten*, S. 167-8.

こうして、ヴェストプロイセンでは、様々の状況に規定されて、メンノー派の大多数が農民化したのであったが、メンノー派の教義自体に、商工業の営利活動よりも農業に向わせる要因が存したのであろうか。この点は、メンノー派の指導者たちの教説や信徒指導の詳細な分析、あるいは他の再洗礼派系諸派——スイス＝南ドイツ系再洗礼派、フッター派からクエーカーにいたるまでの——との十分な対比に俟たねばならぬので、ここでは幾つかの重要な論点を指摘するのに止めたい。そもそも、ネーデルラント系、あるいはドイツ・ライン地方のメンノー派は、都市の手工業者・商人、あるいは農村工業の生産者を中核にしており、スイス＝南ドイツ系再洗礼派に見られるような、伝統主義的な、生計 *Nahrung* の原理に立つ農民とは異質であったから、独立後のオランダはもちろん、西ドイツのクレーフェルトやアルトナ、ノイヴィートなどで多数の富裕な企業家を生み出し、利潤を獲ながらその信仰をも堅持しえたことは今さら繰返すまでもないし、ダンツィヒやケーニヒスベルクでさえ、あの厳しい差別をくぐって、少数ながら有力な商人、マニュファクチャー経営者を析出していたほどである。そして、ヴェストプロイセンのメンノー派の殆どが農村に定住を余儀なくされたのちも、彼等は——フッター派

とは異り——著しく個人主義的であり、また、禁欲的であると同時に農業経営の合理化を極力追求した。しかし、これらメンノー派の農業経営の世俗内禁欲・経営の合理化により絶えず利潤が蓄積され、また彼等の道徳の高さは、他宗派の人々からさえ信用を博していたから、資金調達も容易であったにもかかわらず、彼等は、それを活用して農業経営拡大、あるいはそれを農業外に投じて商工業経営を興し、利潤の追求に向うことなく、常にその子弟の独立のための新しい農場ないし土地獲得に支出されていったのである。そして、メンノー派の教義が、徹底した現世拒否——非暴力主義＝武装拒否 *Wehrlosigkeit*、宣誓拒否、官職就任拒否、そして何よりも幼児洗礼の拒否——により、国家や社会に対して距離を置こうとし、けがれなき再生者の信仰共同態を目指せば目指すほど、他宗教や国家との軋轢は避けられない。その点、農村に、しかも自派を主体に集団入植しえたことは、最も摩擦の小さな比較的安全な避難港を与えられることになった。こうして、ヴェストプロイセン・メンノー派は、農村でその厳格な教義を護持しつつますます農業的性格を強め、都市＝商工業から遠ざかったのであり、この性格は、その後の再移住地である南ロシアやアメリカ、カナダにも引継がれていったのである。